

第3回 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

日時：令和6年12月5日（木）

午前10時から午前12時まで

場所：市庁舎18階なみき2～5会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 第2回連絡会会議録について 資料1
- (2) 計画素案市民意見募集実施結果 意見一覧（速報版） 資料2
- (3) 自立支援計画（令和7年度～11年度）計画原案（案）について 資料3 資料4
- (4) 意見交換

3 その他

4 閉会

【配布資料】

- 資料1 第2回連絡会会議録
- 資料2 計画素案市民意見募集実施結果 意見一覧（速報版）
- 資料3 自立支援計画（令和7年度～11年度）計画原案（案）について
- 資料4 自立支援計画（令和7年度～11年度）計画原案イメージ（案）

第二回 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会 会議録	
開催日	令和6年10月31日(木) 午前10時00分から午前12時00分まで
開催場所	市庁舎18階なみき2～5会議室
出席委員等	<p>(有識者、支援団体等) (敬称略)</p> <p>川田 悦子委員 (マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官)</p> <p>篠原 恵一委員 (母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施設長)</p> <p>丹羽 麻子委員 (公共財団法人横浜市男女共同参画推進委員会 男女共同参画センター横浜 センター長)</p> <p>濱田 静江委員 (社会福祉法人たすけあいゆい 理事長)</p> <p>本間 春代委員 (弁護士法人あおぞら法律事務所 弁護士)</p> <p>松浦 正義委員 (横浜市民生委員児童委員協議会 緑区民事協理事)</p> <p>道下 久美子委員 (一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会 理事長)</p> <p>湯澤 直美委員 (立教大学コミュニティ福祉学部 教授)</p> <p>渡邊 修一委員 (NPO法人 サステナブルネット 理事長)</p> <p>(行政職員) (敬称略)</p> <p>竹内 弥生委員 (緑区こども家庭支援課長)</p> <p>鋪 歆奈委員 (戸塚区こども家庭支援課長)</p> <p>森田 和枝委員 (泉区和泉保育園長)</p> <p>伊藤 泰毅委員 (健康福祉局生活支援課長)</p> <p>石津 啓介委員 (建築局住宅政策課担当課長)</p> <p>(代理: 建築局住宅政策課手代森係長)</p> <p>末吉 和弘委員 (教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長)</p>
欠席委員	近堂 次郎委員 (横浜市中心職業訓練校長 (経済局雇用労働課長))
議 題	<p>1 第1回連絡会会議録について</p> <p>2 自立支援計画(令和7年度～11年度)素案について</p> <p>3 意見交換</p>
開 会	<p>藤浪課長: 皆様、定刻となりました。濱田委員がまだログインできていないようですが、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから、第2回横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会を開催いたします。本日は、委員の皆様、お忙しいところ、ご出席くださいます、ありがとうございます。私は、本連絡会の事務局を務めさせていただきます、こども青少年局こども家庭課長の藤浪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この後、司会進行は係長の花田が行います。</p> <p>花田係長: 本日、司会進行を務めさせていただきます、こども家庭課の花田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に沿ってご説明させていただきます。まず、資料の確認で</p>

すが、お手元の次第のほか、第1回ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会の議事録ですね。会議録と書いてある資料1になります。あとは、概要版と素案と書いてありますひとり親家庭自立支援計画の素案と、アンケートの結果が参考資料としてついておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、本会議につきましては、後日、発言された方の氏名を含めまして議事録をホームページ等で公開させていただきますので、ご承知おきください。

次に、委員の出席等についてご確認させていただきます。この横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会は、学識経験者や法律の専門家、ひとり親家庭自立支援団体の方など外部の委員9名、横浜市の職員が7名、合計16名の方に委員としてご就任いただいております。本日ににつきましては、全委員の方から出席のご連絡を頂いております。現在、まだいらっしゃっていない方もおりますけれども、内部の委員でまだ来ていない方もいらっしゃいますが、全員出席というふうにご連絡いただいております。お忙しい中、どうもありがとうございます。

議 事

花田係長：それでは、続きまして、議事に入らせていただきますが、以後の進行役についても私が進行させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(1) 第1回連絡会会議録について

花田係長：それでは、議事に移りたいと思います。早速ですが、議事(1)第1回連絡会会議録についてに入ります。まず、資料のご説明を私からさせていただきます。

先日、7月4日に実施いたしました横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会の会議録の確認をさせていただきましたが、7月4日はどうもありがとうございました。議題としましては、ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会運営要綱について、次期計画の策定について、第5期ひとり親家庭自立支援計画(令和7年度～11年度)策定に向けた方向性について、意見交換をさせていただいております。幾つか委員の方からご修正いただいたところもございますが、また修正等ありましたら、ここから1週間以内ぐらいにご連絡いただけましたら、反映させていただきますので、その後、ホームページ等に公開させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ここまでの説明について何かご質問等はございますでしょうか。特にないようですので、ありがとうございます。

(2) 自立支援計画(令和7年度～11年度)素案について

花田係長：続きまして、議事の2つ目、第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画(令和7年度～11年度)の素案について、入らせていただきます。まず、資料のご説明を私からさせていただきます。本日の議論のベースとなるものですので、20分ほどお時間を頂きま

して、ご説明させていただきます。その後、項目を順に区切りながら、皆様に質疑応答並びにご議論をいただきたいと思っております。皆様にご意見いただく時間をできるだけ多く取りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、こちらの分厚い冊子のほうでご説明させていただきますので、ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）素案という、（令和6年10月）というものをご覧ください。

まず、1ページをおめくりいただきまして「第1章 計画策定の趣旨」というところになります。計画の位置づけですが、再度ご説明させていただきます。本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものとしております。

2番の計画の期間ですが、本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年としております。

3番の計画の経緯及び第4期計画における主な取組のところは割愛させていただきます。

5ページまでお進みください。「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」ですが、「1 社会的背景」としまして、前回のひとり親家庭自立支援計画策定連絡会でもご議論いただいたところにはなりますが、再度ご説明させていただきます。「1 社会的背景」「(1) 物価上昇を背景にした困窮状況」ですが、物価高騰の影響を受けているひとり親の安定した生活を支える観点から、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要があるとしております。

「(2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題」については、ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要ですとしております。

「(3) 住宅確保に向けた支援」というところですが、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題ですとしております。

「(4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援」というところですが、今後、導入予定の離婚後の共同親権ですけれども、養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向に進むよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があるとしております。

「(5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充」というところですが、国は、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支

援を強化し、子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援など、多面的に強化してきております。本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があるとしております。

「(6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進」というところですが、こども基本法やこども大綱等を踏まえまして、本市においても、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが重要としております。

7ページに続きまして「2 ひとり親家庭の現状」「(1) ひとり親家庭の数」というところですが、令和2年の国勢調査によると2万2635世帯で、内訳は、母子家庭が1万9481世帯、父子家庭が3154世帯となっております。

「(2) ひとり親家庭の世帯状況について」というところですが、稼働収入については、児童のいる世帯750万円に対して、本市調査によると、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっていて、母子家庭・父子家庭共に低く、特に母子家庭が著しく低いことが分かります。

続きまして、ちょっと割愛させていただきますが、10ページに進みまして「3 ひとり親家庭の課題状況」というところですが、(2) 就業の支援」というところになります。令和5年度本市調査によると、本市のひとり親の就業率は、母子家庭が89.8%、父子家庭が93.0%と、前回調査より高くなっております。また、11ページの下のところになりますが、子育てと就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワーク・ライフ・バランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援、生活条件に合う仕事のあっせん、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められております。

次のページに移りまして「(3) 経済的支援」というところですが、令和5年度本市調査において、家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ、「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%に上りました。経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援となっております。児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められております。

「(4) 養育費確保の支援」というところですが、離婚等によりひとり親家庭となったこどものために支払われるべき養育費について、「子によって違う」を含めて「養育費の取り決めをしている」と回答した母子家庭は52.3%、父子家庭は36.3%と半数近くの世界帯で取り決めをしておりません。相談・啓発の取組や養育費確保支援事業などの着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成長を後押しすることが求められております。

次のページに移りまして「(5) 相談・情報提供」というところですが、令和5年本市調査では、「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。ひとり親家庭の多くが、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

次のページ「(6) こどもへのサポート」というところですが、全国調査等によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対し、ひとり親家庭では65.3%となっております。また、こどもへのヒアリングやアンケート調査では、「進路の選択をするときに、学費のことを考えることはある」といった声もありました。どんな状況にあろうとも、こどもが健やかに成長できるよう、こどもの視点に立った、こどもへの支援の充実が必要です。そのため、こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

「第3章 ひとり親家庭支援の基本方針」ですけれども、こちらは「基本理念」というところを新たに設定しております。基本理念ですが、ひとり親家庭の生活の安定・向上及びこどもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこどもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

「2 支援の視点」ですが、基本理念の下、ひとり親家庭に対して包括的な支援が進むよう、次の3つを、支援に当たって大切にしたい視点としております。(1) 自立を支援する視点。ひとり親家庭の生活の安定に向けた伴走型の自立支援です。

(2) こどもの視点。こどもに届く支援、こどもの視点に立った支援です。(3) 地域支援の視点。ひとり親家庭やこどもを社会全体で支える地域展開の取組の推進です。

「3 支援における取組の方向性」ですが、3つの視点を踏まえ、次の2つの方向性を重視して、取組を進めます。

「(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化」ということで、多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等、時間や場所にとらわれない相談支援を進めます。また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。さらに、特に父子家庭が抱える困難に着目した、分かりやすい情報提供や交流の機会づくりを推進します。

「(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供」というところですが、親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられる

よう、生活・学習の支援を行います。また、養育費の確保支援、こどもの希望を尊重した上での親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもが未来へ希望を持てる支援を進めます。支援の実施に当たっては、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

「4 支援における取組の柱」ですが、3つの視点、2つの方向性を踏まえ、次の6つを取組の柱として具体的施策を推進します。次のページにおめくりいただきまして、18ページの下【ひとり親家庭支援の基本方針の体系図】のところをご覧ください。こちらの、基本理念、支援の視点、支援における取組の方向性・柱というところですが、6つの取組の柱として、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費確保の支援、相談機能や情報提供の充実、こどもへのサポートという6つの取組の柱を記載しております。

続きまして「第4章 支援の具体的事業・取組」のところですが、まず初めに、ひとり親家庭自立支援計画事業の体系図を記載しております。こちらですが、ひとり親家庭の支援には6つの取組の柱があるというところをまず記載した上で、それぞれの取組の柱に沿った事業を記載しております。枠が囲ってあるところについては第5期計画における新規事業ということで、第4期計画から第5期計画まで、新たに始めた事業も含めて記載しております。新たに始めた事業ですが、参考に「⑥こども家庭センター」というのと「⑧ひとり親家庭の食支援」、あとは細目になりますけれども、「③住宅確保の支援」のところの「よこはま住まいサポート相談窓口」「住宅支援資金貸付」になります。また、「②養育費確保支援事業」というのを新たにスタートしております。「5 相談機能や情報提供の充実」の「⑳当事者同士の交流や仲間づくり」の「父子家庭の交流事業」も新たに始めております。また、「6 こどもへのサポート」というところですが、「㉑生活・学習支援事業」の中で「思春期・接続期支援事業」と「大学等受験料等補助事業」を新たに始めております。「ひとり親支援」と書いてあるところにつきましては、ひとり親家庭またはひとり親家庭に準ずる家庭のみ対象となる支援となっております。

続きまして、次のページからの細かなところにつきましては、各事業の説明ということで割愛させていただきます。

続きまして、33ページにお移りいただきまして「第5章 計画推進にあたっての指標」というところですが、本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。令和11年度の数値目標は、第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）に合わせて設定しております。指標の1つ目としては就労の状況の把握ということで、ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数ですが、5年累計で1800人を目標としております。指標の2つ目、こどもへのサポートの状況ということで、思春期接続期支援事業の事後アンケート

トで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合ですが、目標としては令和11年度時点で70%になることを目標としております。また、参考資料として、本市調査における以下の項目についても目標を設定しております。本市調査は5年に1度のものになりますが、こちらに令和5年度の現状値として挙げている「就職率」「就業形態が正社員・正規職員の割合」「養育費の取り決め率」「養育費の受領率（現在も受けている）」「養育費の取り決めをしている場合の受領率（現在も受けている）」をそれぞれ令和11年度、実際は令和10年度に調査をすることになろうかと思いますが、令和11年度の目標値をそれぞれこのように掲げております。

あとは参考資料にさせていただいております。令和4年度計画の振り返りと実績一覧、アンケート調査結果の概要、ヒアリング等調査結果の概要、こどもへのアンケート結果、ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会の委員メンバーなどを記載しております。

あと1点、概要版で、概要版の内容は今お話しさせていただいたところになりますが、一番最後のページをおめくりいただきまして、現在、こちらの計画の素案については意見募集を実施しております。募集期間は、メールでお伝えさせていただいておりますが、令和6年10月17日から11月15日までということで、メールや電子申請システムなどでご回答いただくような方式として実施しております。

説明につきましては以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ここからの進行については課長の藤浪のほうに替わらせていただきます。

（3）意見交換

藤浪課長：では、皆様、説明が取りあえずざっと長かったので、聞くことで精いっぱいというところかと思いますが、この後の時間は幾つかテーマに区切って皆様との意見交換ということで、ご質問やご意見をぜひ賜れればと思っております。よろしくお願いいたします。計画全体をざっくりというところと本当に幅広くなってしまうので、幾つか区切りながら進めさせていただきたいと思っております。

まず最初は、こちらの素案のところでございますと、最後の具体の計画のところは、そこで区切ってぜひ皆様と意見交換をと思っておりますが、それまでの第4章までに至るひとり親の現状と課題、前回もご意見を頂きましたけれどもそのあたりとか、施策体系というところまで、私どもがつくっている全体のところにつきまして、まず皆様から意見を頂ければと思っております。意見交換に入るに当たりまして、事前に皆様にご意見を伺ったところ、渡邊委員から先にご意見を寄せてくださいますように、皆様のほうに別添資料として1枚物をつけさせていただいておりますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。まず冒頭ということで、ぜひこちらのところから意見交換させていただけるとありがたいと思っております。

渡邊委員からは3つ頂きました。1つ目は、13ページの（4）養育費確保の支援というところで、共同親権の関係の流れなども踏まえながら、いろいろと養育費確保と

いうことで進めていくところなのですが、これに対して渡邊委員から、意見の中にアンダーラインを引かせていただいていますけれども、令和8年度までに施行予定の民法改正の法定養育費の創設と養育費に先取特権の付与があります。今回これが明確に民法で位置づけられているのが非常に大きいことだと私どもも思っています。これで養育費の支払いが進むと思われませんが、計画の中にこのことが触れられていないのはなぜでしょうかというご質問を頂きました。これについて、もし渡邊委員から何か補足などありましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか。

渡邊委員：養育費確保の件は、私ども相談事業を行っております。例えばお金がない、いろいろ施策を見ても、ちょっとこの人に合う支援策がないなというところで、最後はやはり「養育費はもらっていらっしゃいますか」と聞くことが時々あります。そうすると、言いたくない、元旦那さんに関わりたくないということと、その中でも、こどものためにやはり養育費を確保してほしいと言うのですが、なかなかそこが分かっていたけないということで、民法改正を機に、民法改正は面会の件とかいろいろ賛否両論あるのは存じ上げておりますが、養育費に関しての民法改正は、私は画期的だと思います。養育費の取決めがなくても法定養育費で請求できる。そして、強制執行したとき、一番最初に天引きできちゃうというのは、関わらなくても養育費を確保することが可能ということであって、これを使っただけであれば、目標値40%ということでもありますけれども、50%ぐらいの、半分の方は可能ではないかということで、こういう意見をさせていただきました。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。まさに渡邊委員からご説明いただいたような状況がございません。私どもも意図的に触れていなかったということではなくて、もしあれでしたら、5ページから展開している社会的背景のところ、養育費確保のところは共同親権の法制化みたいな話があるので、そこでこういう制度改正に触れることも考えようかと今回の渡邊委員の意見で思ったのですが、実は、法定養育費はします、あるいは養育費の先取特権もしますというのは明確になっているのですが、そこをどういうふうにというところはまだ議論しているところで、法定養育費も幾らみたいところは、本間先生、まだ決まっていないですね。

本間委員：そうですね。まだ決まっていないですね。

藤浪課長：そのあたりは議論されているところなので、今の段階では明確にそこを示すということが難しい状況です。国の今の審議の状況を見ていると、7月ぐらいからその検討会が始まっています、今、その状況を見ているところがあります。一応、近いうちにガイドライン的なものが自治体のほうに示されるというふうには出ているのですが、本当にいつ出るのか自治体として存じていないところがありまして、改めてそこが示された場合に、いわゆる法制審議的にはどうしていくのか、自治体がやっていくところはどうしていくのかということももう少し見えてきましたら、横浜市としてもしっかりと取組を進めていく必要があるともちろん思っているのですが、今の時点で国の動きがちょっと見えない中で、こちらの計画のほうに明確に書いていくことが

難しいところもございまして、最終的に計画が案として整っていく流れの中で、もう少し見ていけるところがあれば、ぜひそこはやっていきたいと思います。またそのあたり、養育費の確保みたいところは、この後の議論のテーマになるかと思いますが、いろいろと意見交換ができればありがたいと思います。渡邊委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に2つ目、ご意見を頂いています。相談機能や情報提供の充実ということで、まさに父子家庭支援をしていただいている渡邊委員ならではのご意見ということで、やはりジェンダーということで、父子家庭ならではの、母子家庭ならではのところの父子家庭というのが、やはり数としても少なかったりということもありますので、アンダーラインを引いておりますが、相談を受ける側がジェンダーを考慮して、男性であり、父子家庭に理解があるとは限らないのが現状だと感じますというふうにご意見を頂いております。このあたりも補足いただいてよろしいですか。

渡邊委員：父子家庭支援の中で一番重要なのは、実はこどもの犯罪率が、二人親家庭、母子家庭、父子家庭の中で、父子家庭が一番高い。あまり不名誉なことなのですが、事件が起きてから、何か事故が起きてから支援が入るような事例が実は多々あってというところを父子家庭の特徴として述べさせていただきます。相談事業が有益なのは皆さんもご存じだと思います。いろいろなところで、いろいろな地域で相談事業をやっていると思いますが、男性の相談に男性が乗るというふうにあまりなっていないのが現実だと思います。それは難しい。全て男性の相談者が対応するというのは現状においてすごく難しいと思いますが、その相談する方が父子家庭に理解がちゃんとあるかといったら、そこはどこの地域も手つかずではないかと思っています。父子家庭特有のものがどういうものなのかをやはり理解した上で相談に乗ってほしいかなというのが私の願いで、これを書かせていただきました。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。非常に大事な問題提起かなと思います。確かに区の現場でも、必ずしも男性の相談に男性が乗るということはなくて、むしろ相談される方もどちらかというと母子のほうが多いし、受ける側の職員、女性職員が多くなってきたりしているということで、ジェンダーが一致するような形で展開がされていないのが現状になると思います。私どもも専門職は一応どんな相手であれ、専門職としてしっかりとその認識を持ってやる。だからこそ、専門職としての相談事業というところで力を発揮していくのだと思いますが、渡邊委員のご意見を伺って、局としても少し反省がございまして。区の職員に対してしっかりそういう意識を持って研修するというよりは、父子家庭への支援はこうですよというような形で明確にした研修というものがちょっと行えていないところがございます。そういったところでは、そこを今後はやっていく必要があるかと改めて思いました。また、父子家庭の困り事というと、私どもも調査結果からはこんなところがあるというのがありますし、渡邊委員からは、父子支援の父子交流事業のところでも父子家庭のこういうところが問題だというのがありますので、ぜひ何かの折にはこういったお話を例えば職員にさせていただくとか、そのよ

うな機会も持てるといいのかなというふうに、渡邊委員のお話などを伺いながら思っているところですので、ぜひ参考にさせていただければと思っております。区役所の支援というところで、区役所のご意見も聞ければなと思いますが、福祉職として竹内委員、どうでしょうか。

竹内委員：緑区のこども家庭支援課長の竹内です。前回もお話しさせていただいたとおり、私は職員時代もひとり親支援の部署とか区のケースワーカーとして、母子生活支援施設とか様々な制度のご相談からご案内をしておりました。今、渡邊委員がおっしゃっていただいたことと局のコメントにあるように、今、区役所のこども家庭支援課で、ひとり親支援ということで社会福祉職が相談窓口で相談に乗りながら、各種制度のご案内をしたりしているのですが、実態としてはなかなか、ある程度離婚が決まられた、もしくは離婚を考えている、主に女性のお母さんから、ひとり親になった場合に手当は何がもらえるのかとかで児童扶養手当のご案内をすとか、もしくはそこにDVが絡んでいたり、母子での生活が苦しいとなると、母子生活支援施設のご相談だったりというような、どうしても制度ありきのご案内が多くなっている部分はあるかなと思っています。

前回1回目のときも申し上げましたが、ご相談の内容としては父子世帯になるかもしれない、もしくは父子世帯の方の様々な生活相談というのが今、十分には、区の窓口は前回もちょっと触れましたけれども平日の日中しか区役所が開いていないものですから、さっきの今までの統計にもありますように、平日日中に来所相談で区役所にご相談にいらっしゃるということ自体が、とてもニーズとかけ離れてしまっているのだらうなという思いはあります。ただ、この後、区のほうでも様々な業務見直しとかの中で、専門職がひとり親支援のところで母子・父子自立支援員としての役割をしっかりと果たしていく方向に向かいつつあるところですので、やはり研修等で区のソーシャルワーカーにも求められている役割とか期待値、あとは皆さんの本当にこういうところが困っているんだということと、どうやってそこに寄り添ったり、もしくは区役所だけで解決できないものはどのようなところにおつなぎしながら展開できるかというようなところは、職員も新人からベテランまで様々おりますので、人事異動でいろいろな部署に動いてしまう区の職員の実態もございますので、それがきちんと持続して、どんな方がご相談にいらしても、どんな職員が対応したとしても、同じレベルのことをお伝えできるような形にできればなと思っていますところをございます。

藤浪課長：ありがとうございます。父子に限らずひとり親は9割近くが日中働いているのに、役所の相談が開いているのは平日だけだと、就業している時間と重なっているということで、なかなか相談一つとってもひとり親にとっては敷居が高いと前からずっと言われているところがあって、改めて耳が痛いなと思っています。ひとり親サポートよこはまで夜間相談も受けていたり、ひとり親支援団体などにつながっていく中で、行政だけではない部分の受け止めというものもしっかり考えていかないといけないなと思っています。母子寡婦福祉会様は、この1月からひとり親家庭福祉会ということで、

「母子寡婦」を取って全国的なものに合わせて名称変更してきたというところでは、母子だけでなく父子という部分もしっかり織り交ぜていくのかなと思っております。もし何か道下さんからこの関係であればお願いいたします。

道下委員：父子家庭の会員の方も少し増えています。近隣でいえば東京は、母子寡婦が1190名に対して40名。東京の会長さんは男性です。ほかはみんな女性なのですが。それから、横浜は596名の母子に対して正会員は5名です。何か行事があって参加するのは、非会員の方も入っていいのです。ちょっと参加費が高くなったりはしますけれども。だから、ミカン狩りとかクリスマス会とかには男性の方もいらしています。静岡は昔から男性の方が多くて、母子が459名に対して13名いらっしやいます。後で時間があつたら話しますけれども、大会に向けて自分の体験談を話すことがあって、静岡市の男性の方が自分のこども2人を育てたことを発表されました。男性は資金繰りはいいかなと思っていたら、その方は会社に行くのもガソリン代がないから、往復19キロのところを走って通勤していましたとかおっしやっていたが、余計な話でした。

藤浪課長：ありがとうございます。そういったことでは、私たちも支援のところでもひとり親は母子が多いということにとらわれがちなので、父子家庭というところを支援者側もしっかりと受け止めていくように心がけていきたいと思いました。

最後に3番目のところですね。こちらも大事なご提案を頂いています。こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供ということで、16ページのところに書かせていただいているものになります。子どもアドボカシーというのは、こどもの権利の関係のところ、近年、非常に意見表明機会というもの的重要だと書かせていただいているところですが、こちらのほうにも、身近で大切なこどもの意見表明機会は、やはり両親の離婚時、どちらの親と住みたいかという、親の都合ではなくこどものという、そこをしっかりと捉えていくというのは本当におっしやるとおりに思っています。さらに、アンダーラインを引かせていただいています、大人側に対するアドボカシーの理解を深める施策とございますが、こちらをちょっと補足いただいてもよろしいですか。お願いいたします。

渡邊委員：私の個人的なことなのですが、私は10歳のときに交通事故で両親を亡くしまして、その後、家庭裁判所で、腹違いの兄貴夫婦に養われるか、遠い北海道のおば夫婦に養われるかということ、10歳のときに聞かれたのです。そのときは、やはり遠い北海道には行きたくなかったもので、兄夫婦と一緒に暮らしますと言ったのですが、その後はほとんどの財産を兄夫婦が使い果たしてという結果になりました。そのとき、例えばこどもに、あなたにはこれぐらいのお金が残っていますよ、それを管理するのはどちらがいいでしょうか、いろいろな情報を10歳でも教えてくれたら、判断する材料にはなったかなというのが私の体験です。それがずっと引っかかっている、やはりこどもの意見を聴く場所が、私の場合は50年前ですけれどもちゃんとできていなくて、今もそうだと思います。なかなか子どもアドボカシーの話とか子どもの権利条約、日本は実はちょっと遅れていて、やっつこども家庭庁ができてこういう話が地域に下り

てきたと思いますが、離婚のときでも親がこう言いなさいと仕掛けて思わせて、こどもの意見をはなから押さえつけるような大人は少なくないと思います。でも、こどもがどっちに住みたいか、どちらの親を希望するかは、やはり自由判断だと思いますし、それを作為的に仕向けるようなことは、今まで自動的に行われていると思いますが、大人は実はそこまでこどもの権利を全然考えていないというのがずっと続いていると思いますので、大人を理解を変えないと、子どもアドボカシーって一体何？という方が多いと思いますので、この理解を深めると。この問題は本当に人権の問題なので、大人の人権がちゃんと確保されてから、やっとこどもの人権の話になると思うのです。大人にとっては、自分たちは人権も確保されていないのに、何でこどもの人権を最優先するんだと。実際、最優先しなければいけないのですが、大人の言い分もあるかもしれませんし、非常にハードルが高い問題かもしれませんが、ぜひともここは横浜市さんをお願いしたいと思っております。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。こどもの意見を聴いてやっていくことも非常に大事ですし、その前提として親側、大人側のほうもそういったところが基本的に満たされていて、そこでしっかりやっていくことでこどもも言っていけるような、そういう全体的な土壌づくりというところでご意見を頂きました。改めてこの問題というのはすごく奥深くて、私どももしっかりと考えていかないといけないなと思うのですが、やはりこどもの意見をきちんと聴いていく、あるいは親の意見をきちんと受け止めていく、そういう調整点で働くという部分は、行政の取組としてはまだできていない部分が非常に大きいのかなと思います。今回、共同親権の動きがある中では、そのあたりをどのように自治体として考えていくのかというのは、実はまだ暗中模索のところがございます。今の段階でまだ、こうやるといいなというのはちょっと言えないところがありますが、もし皆様のほうから、こどもの意見表明あるいは離婚協議といった親と子のところで何かアドバイスや意見などありましたら頂ければと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

本間委員：本間でございます。現在では、まだ離婚前で親が別居しているときに監護者をどちらにするかという監護権の問題ですとか、あるいは離婚が問題になっているときに親権者をどちらにするか、これはそのうち法改正でいろいろ変わってくると思います。あと、離婚前であれ離婚後であれ、面会交流が問題になっている場合、これが裁判所の調停とか審判になっている場合には、やはり家庭裁判所はこれらの問題を非常に慎重に決めるべきことという認識を持っていますので、こどもが乳幼児である場合は別ですけれども、大体、学齢ぐらい、小学校に入っているぐらいであれば、調査官という専門職の方が父親と母親とそれぞれに会って話を聴くほかに、こどもにも親が立ち会っていない場所で話を聴くなどして、かなり慎重に決めていくという手続を取っています。そういったところで、少しずつだとは思いますが、こどもの意見を聞き取って、それを反映させていくという方向に進んでいるとは思いますが、それが今回の横浜市の自立支援計画の中に、今申し上げたような部分をどう盛り込んでいくかという

のは、またそれはちょっと難しい問題だと思います。なので、一つには、決める前になるべく調停とか、あるいは離婚した後でもいいのですが、面会交流等についても調停の手続をより活用するように、いろいろなところで法律相談であれ、ほかの相談であれ、そういったことを案内していくとか、そういった形では行政のほうでも関わっていただけるのかなと思います。

藤浪課長：ありがとうございます。今のお話の中にもありましたけれども、家庭裁判所の調査官の方が親御さんやお子さんの面談をして、その家庭の状況をしっかりと把握されているというところで、FPICよこはまというところが実はその家庭裁判所の調査官のOBの方とかで、面会交流支援とか養育費確保支援というところで取り組んでくださっているのです、そういったところともうまく連携しながら取組を深めていけるといいのかなと、お話を伺って思いました。よろしいでしょうか。では、渡邊委員から頂いたご質問やご意見に対しては、このような形で代えさせていただきました。ほかに皆様、取りあえず第4章までの全体的な整理をしているあたりにつきまして、もしよろしければご意見を頂ければと思います。ご質問でも結構です。いかがでしょうか。湯澤先生、よろしく願いいたします。

湯澤委員：今のあたりと関係して質問ですが、私が不勉強で申し訳ありません。横浜市の場合、相談窓口は区役所で受けていただいていると。そのとき、母子・父子自立支援員の配置というのはどのようになっているのでしょうか。

藤浪課長：お答えいたします。横浜市の場合は、母子・父子自立支援員という肩書を持っている人を例えば1名置いているということではなくて、区役所の子ども家庭支援課にいる社会福祉職という専門職が母子・父子自立支援員の役割を負うということになっておりまして、区役所で実際にその相談援助に関わる専門職が皆、母子・父子自立支援員ということで動くというふうになっております。

湯澤委員：なるほど。そうすると、市民向けには母子・父子自立支援員という名称は周知されるものではなく、国の制度上の位置づけとしてそのようになっているという理解で。

藤浪課長：そうです。ひとり親を含む障害とかいろいろそのご家庭の福祉的なお話をしっかりと受け止めていく職員ということでさせていただいています。

湯澤委員：分かりました。そういうふうになさっている理由というのはどんな背景があるのでしょうか。

藤浪課長：そうですね、それですと昔から来ているというところがあって、明確にこういうふうになっているという何か意図を持ってやるというよりは、やはり私どもの社会福祉職、横浜市は結構、政令指定都市でも早い段階から窓口で専門職の相談援助の職員を置いていることもございまして、まず、その家庭の問題を丸ごと受け止めて、いろいろな家庭が持っている複合的な課題を見ながら支援していくというところを行っているので、母子・父子自立支援員に求められている機能を専門職がやっているということで位置づけているようなところがあると聞いております。

湯澤委員：ですので、その専門職の方が、ひとり親に限らず、子育ての家庭全般のご相談を受け

ているという理解でいいでしょうか。

藤浪課長：そうです。

湯澤委員：分かりました。計画の中でも相談機能の充実ということがやはり一つ重要な柱になっているかと思いますが、なかなか母子・父子自立支援員という名称がないものですから、どのように相談機能が充実されるのか、なかなか見えにくい面があるかなと思った次第です。母子・父子自立支援員ですと父子という言葉も入ってくるので、父子家庭の専門相談員がいるということが市民には見えやすいというような側面もあるかと思うのですが、役所の窓口のところに母子や父子の相談というのがありますということが何か良い形で周知されて、もうちょっとより広まっていくといいのかなと思った次第です。ありがとうございました。

藤浪課長：ありがとうございます。ひとり親の支援での区役所の位置づけというところでききすと、母子・父子自立支援員がいてお話ができますよみたいな形では確かに出せていないので、そういったところで周知の弱さというのは少しあるかなと思っています。私どもは、ひとり親家庭のしおりというものをひとり親の方に区役所の窓口でお渡ししているのですが、何かあれば私どものところに相談に来てくださいという形でおつなぎはさせていただいているのですが、改めてそこはしっかりとやっていく必要があるなと思いました。あと、ひとり親サポートよこはまというところで、ひとり親に特化した相談ということでいろいろと就労支援を含めて行っているものをご案内したり、そういうところと連携しながら進めていったり、先ほど父子のお話にもありました研修の部分で、ゼネラルで見るとというのは良い面もありますが、ひとり親支援に特化して考えたときの援助職員のひとり親に対する理解であったり、支援のスキルであったり、そういったところをしっかりと母子・父子自立支援員として支援していただきたいと思いますというところは、今回こちらの計画を定めるに当たりまして、私ども局としてもしっかりと区の職員に研修等によって伝えていく必要があるなと改めて思いました。

湯澤委員：ありがとうございました。

藤浪課長：ほかにいかがですか。では、道下さん、お願いします。

道下委員：市営住宅に応募してもなかなか当たらないという話をよく聞きます。随分前にもお聞きしたところ新しい建物はもう建てないということだったのですが、今もまだ市営住宅みたいな建物は新しく建てないのでしょうか。

藤浪課長：建築局が来ていますので、今のことにお答えいただいてもよろしいですか。

石津委員（代理：手代森係長）：建築局石塚課長の代理で来ております手代森といいます。市営住宅は、私は直接担当ではないので明確なことはお答えできませんが、私が聞いている範囲では、市営住宅は今、建て替えをやっているのですが、住戸数に関してはしばらく現状維持の方向と伺っております。

道下委員：洋光台を建て替えていると聞いたのですが、10年ぐらい申し込んでも入れない人や、1回で入った人もいるので、倍率はどんなものなんでしょう。少し優遇はしているとは書いてありますが。

石津委員（代理：手代森係長）：そうですね。優遇はあると聞いております。倍率も、場所によって非常に高いものもあれば、応募がないところもあるような話は聞いておりますので、やはり地域、場所によってむらがあるというような状況と聞いております。市営住宅から話がずれてしまいますが、私はセーフティネット住宅というものを担当しております、その家賃補助付きセーフティネット住宅というものがあれば家賃補助を出していきまして、一定の収入以下の方であればお住まいのところに家賃の補助を出すという制度をやっておりますので、市営住宅だけでなく、そちらのほうも併せてご活用いただければと思います。

道下委員：市営住宅の申込書に、そういう家賃の補助もありますよという文言は何か入っているのでしょうか。それを知っている人がいればいいのですが、知らないです。

石津委員（代理：手代森係長）：市営住宅のチラシにも家賃補助付きセーフティネット住宅という制度があるというのが入っていたと思いますが、ちょっと確認いたします。入っていないようでしたら、確かにそういう制度もあるという周知はしたほうが良いと考えます。

道下委員：ありがとうございました。

藤浪課長：よろしいですか。今のお話も個別の施策のほうに入ってきたところがございますので、ぜひそちらでお話が展開できればと思います。20ページの「1 子育てや生活支援」から25ページの「3 経済的支援」のあたりの項目まで触れさせていただきたいと思っております。おめくりいただいて20ページから21ページにかけて、今お話に出ましたセーフティネット住宅が21ページの一番上のところに書いてございますので、こちらは私のほうから補足しながらご説明させていただきます。

「1 子育てや生活支援」というところで、こちらには8項目載せさせていただきました。1つ目は日常生活への支援ということで、ひとり親家庭のヘルパー派遣、こちらは、いつきの状況での理由ということで、半年を基本に最大1年間までヘルパーを無料で派遣しまして、生活の援助ができればということで進めているような事業でございます。こちらは、ひとり親に特化した事業になっております。

それから、2番目に保育所等への優先的な入所、3番目に今ちょうど道下委員からご提案がありました住宅確保の支援ということで、市営住宅は今、新規に増やしていく方向にはないということで、優遇はしているけれども、場所によってはなかなか入れないところも多いというような状況でございます。セーフティネット住宅は21ページの上のところですが、こちらは、一定の要件を満たす住宅には家賃補助を行っていたりするところもあるので、こういったところが展開されていくというのは、私どもひとり親支援としてもすごくありがたいなと思っております。あと、3つ目でございます住宅支援資金貸付というところで、こちらは、就労の支援に取り組むという方は収入が不安定というところがありますので、最大4万円、最長12か月まで貸し付けるとい、こちらが国費事業になりますが、行っております。実際に就労や収入の向上が達成した場合には返済も免除ということで、そういった生活の支援というところ

ろでの住宅の取組を行っております。

それから、母子生活支援施設、5番目が児童家庭支援センターということで、今日も母子生活支援施設から来てくださっていますが、一定の支援が必要な母子で、住まいが確保されているところでの支援という形で実際に取り組んでいただいているお立場から、ぜひお話を伺えればと思っております。

それから、22ページをおめくりいただきましてこども家庭センターというのは、児童福祉法の改正で今回新たに取り組んでいるものですが、令和6年度から横浜市でも段階的に設置ということで、今年度は3区、鶴見区、港南区、泉区で試行が始まっております。

それから、7番目の地域における支援の推進、そして、8番目のひとり親フードサポート事業ということで、こちらは市の独自事業としてフードバンク事業をひとり親家庭支援事業者さんに取り組んでいただいております。

「2 就業の支援」のところもご説明させていただきます。ひとり親家庭等自立支援給付金ということで、こちらも国レベルになります。ひとり親の方の就労支援の取組ということで、何か資格を取るときの援助になります。

それから、10番目は母子家庭等就業・自立支援センター事業で、私ども「ひとサポ」といって、ひとり親サポートよこはまという名称で取り組んでいますが、こういった就労の関係の支援。

それから、おめくりいただきまして11番目、横浜中央職業訓練校やハローワークということで、こちらはひとり親に特化はしておりませんが、就労支援ということでは様々なチャンネルで支援を進めているところでございます。

続いて25ページ「3 経済的支援」というところですが、こちらは実際に具体的なお金の支援ということになります。児童扶養手当、このあたりは今回、制度改正ということで、対象者をもう少し拡充しようということで、星印にございますとおり、所得制限限度額の引上げや第三子加算というものが拡充されています。

14番目の児童手当は、今まで所得制限がありました、それが撤廃されて、お子様がいれば高校生までもどなたでもということに大きく変わっています。

あとは、医療費助成の関係であったり、18番目は母子父子寡婦福祉資金の貸付ということで、現在はお子さんが進学の関係で何かあったとき、高校進学、大学進学で費用が必要な場合の貸付を、保証人を立てれば無利子ということで行っております。

おめくりいただきまして26ページの19番目は、横浜市独自のひとり親の取組になりますが、特別乗車券ということで、敬老パスは皆さんご存じかと思いますが、同じような制度を、ひとり親の方は無料ということで行っているものとなります。

ほかにも、20番目は各種減免制度がございまして、利用に当たってひとり親は減免という形で行っていますのと、21番目は生活困窮、22番目は生活保護ということで、生活が苦しい方は公としてお支えするという行っております。

主に生活支援に関するこの3項目で、ぜひ皆様のご意見を伺えればと思っております。

す。母子生活支援施設が出てきておりますので、できればそのあたりのお話を伺えればと思いますが、濱田委員、いかがでしょうか。母子生活支援施設の関係で入所している親子の支援についてお話を伺えればと思います。

濱田委員：濱田でございます。膨大な資料の作成、本当にご苦労さまでございます。なかなかこの膨大な資料をしおりにしていただいて、母子施設でうまく利用できるお母さんが何人いるかなというのは、とても難しい現状ではあります。能力的な問題だとか、いろいろなことを考えると、そこまでいかないことがたくさんありますので。ただ、これだけ充実している中で何が一番原因かといったら、お母さんが援助を受けていても、それをうまく自分たちの生活に取り入れられないというところがあります。特にお金の管理ですね。お金の管理がとても難しくて。なので、施設に入ったメリットって、まずそこからですかね。こどもはこどもの自立を目指す。親は親の自立を目指す。お金の使い道もそこに向かって全部、一緒に振り分けていくということをお手伝いさせていただいているのが、施設に出会うメリットですかね。でも、なかなか出会えないので、そこが難しいかなと思っていますところ。職員はとても心強く、この素案を見て、これで説明できると思っていますのですが、なかなか親が納得していただけないというところが、私たちの腕の見せどころかなと思っています。一番心配なのは、18歳になると出さなければいけないということがあります。なので、こどもが18歳になっても地域で暮らし続けられるかといったら、とても難しい。こういう制度をたくさん張り付けたとしても、それをコーディネートする人がいないので、その辺のところを改善しないとまずいねというふうに、どうしようと、具体的な方法を一人一人にどうつけていくかというところが、私たちの今の課題であります。でも、膨大な支援を体系づけていただいて、特に私はこの資料を見て、18ページの【ひとり親家庭支援の基本方針の体系図】というのが出てまいりましたので、ここの具体的な方法論を職員に指導して、全てのお母さんとこどもに説明できるかなと心強く思っています。本当にいつもありがとうございます。そんなところ。やはりお母さんのコーディネート力のなさを私たちが一生懸命支援していくというところですかね。と思っています。

あと、区役所は仕事がたくさんあります。たくさんあるので、こどもの権利擁護のチームがよく動いてくださっているのですが、やはりご負担が大きいかな、仕事が増えているなというのが実際に思うところ。もうちょっと振っていただけたところは私どもにも振っていただいて、私どもは365日職員がおりますし、ずっと継続したサポートができるメリットもございますので、ぜひその辺はうまく連絡を取り合ってサポートできたらいいなと思っています。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。まさに支援者ならではということで、いろいろ制度があっても、それを親御さんがうまく理解して、支援の中で、ご自身の中で使っていけるという、その部分のサポートをしっかりしていかないといけないというのは、本当におっしゃるとおりだなと。そういったところで、支援の皆様には本当に日頃からありが

とうございます。感謝の気持ちでいっぱいです。私どももそこにうまくつなげていけるように、こちらの行政側としても支援を少しでも分かりやすくご提示しながら、ぜひ支援者の皆さんに頑張ってもらってやれるように留意していかないといけないなと思いました。あと、区役所が非常に、支援者の皆様のパートナーとなるべき区役所が非常に忙しいというところの課題も改めてしっかりと受け止めていきたいと思えます。何か区役所のほうからもしご意見があれば、舗課長とかいかがですか。

舗委員：いろいろ応援メッセージをありがとうございます。おっしゃるように、今までのお話にも出ていましたけれども、区役所の相談体制がちょっと分かりづらいということで、ごもっともだと思います。本当にいろいろな機能を持っておりまして、子育て世代包括支援センターをはじめ、地域子育て支援拠点のいろいろと一緒にやっていたり、こども家庭センターに今度なりますけれどもそういったことだとか、あと、健診もやっていますので保健所の兼務になっておりますとか、そういったいろいろな機能をたくさん持っているの、本当に分かりづらくて申し訳ないなというところはあります。

ただ、職員のほうは一生懸命、ご相談に来る方の相談にも乗っていますので、確かにいろいろな相談に乗る中ではピンポイントでというのが難しい部分もあるかもしれませんが、私の経験からも、ひとり親のお父様のご相談も、数年前なので大分前ですけども、かなりお子さんが通う施設とうまくいなくてお怒りをされていると。お父様は責められていると感じられているようで、ずっとお怒りのお話を聞いていたのですが、その中でおっしゃったのは、自分はいつ床屋に行けばいいんだ、そういう暇もないほどに自分は一生懸命やっているんだということで、親の立場としてはお答えできることはいっぱいあるのですが、行政の立場としてはちょっと控えなければいけないというところがありました。そのときに、今、計画の中を見て、父親同士の交流だとか、そういったところにご案内できればよかったなと。そのときはまだそういう交流会はなかったの、それから立ち上げていったということでは、区役所で全部、相談は完結できないけれども、必要なところにご案内できるという情報は必要だと思いますので、それはこども青少年局と連携しながら今後もやっていきたいと思っています。いろいろ遠慮なく相談していただいて、今ちょっと保健師のほうでも父親支援というところにすごく力を入れていて、父親教室というのもこの間始めたのですが、やはり保健師はほぼ女性なので、これは男性の意見をきちんと聴くべきだよということで男性職員に、こんな内容をやりたいんだけどという話をして意見をたくさんもらって、やはりこの言い方を直していかなければいけないとか、ジェンダーの問題は大変大切だと思いますので、そういったジェンダー差も考慮しながらやっていくということも区役所のほうでは努力していきたいと思っています。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。本当に、支援者の皆様が抱えるジレンマ、区役所が抱えるジレンマ、そのあたりを私ども局はしっかりとよく見ながら、こういった計画を進めていかないといけないなと、改めて思いを強くしました。

松浦委員：ちょっと話が戻ってしまいますが、先ほど父子家庭のお子さんは犯罪率が高いという

ようなのがあったのですが、私も父子家庭の人と小中高と付き合ってきて、一緒にいろいろな自治会の取組などをやってきたのですが、高校に行くと親子のけんかがすごいんですね。体も大きくなって。何でおまえけんかしてんだよとかいろいろなことを聞いたりなんかしたのですが、そのとき何人もいるグループの中にいた人なのですが、あれが親子だけだったらどうなるのかなと。止める人もいないし。だから、そういうのって年齢が上がってくると難しくなってくるのかなというのがちょっと、じゃあどうするんだと言われても困るのですが、すみません。

藤浪課長：ありがとうございます。二人親とひとり親というふうにあえて対比させていただきますと、どうしても子どもにかかる大人の数というところでいくと、やはり2人より1人のほうが衝突しやすいというようなこともあったりしますし、あと、お子さんの年齢が上がってきて、お子さんの主張が始まることでのそういったぶつかり合いというのは、まさにひとり親ならではというところがすごく大きいのかなと思います。そういったところも意識しながら考えていかないといけないなと思いました。この関係でもし何か皆さん……湯澤先生から手が挙がっているのでお願いいたします。

湯澤委員：今のことというより、相談とか情報のつなぎというところで、既にご存じかと思いますが情報提供として、東京の練馬区などは区役所でひとり親家庭総合相談窓口というのを置いていまして、ひとり親家庭支援のコンシェルジュ機能ということをやっているんですね。横浜だと保育のコンシェルジュというのがあるかと思いますが、やはりひとり親家庭の方が、自分が相談に行ける、そういうところがあるんだというのが分かると、就業自立支援センター以外の役所で分かるというのかなと思ったりします。練馬区の場合、ひとり親家庭支援ナビという外部サイトに飛べるのですが、総合相談と法律相談と出張相談というのもありまして、平日ではありますが専門相談員さんが、必要であればひとり親家庭のおうちに訪問するという出張相談もあるのですが、そこのナビに飛ぶと、相談の予約ができてしまうのです。出張相談も、第1希望、第2希望、第3希望と、日時まで希望を書けるような形になっていますので、もし何かご参考になるところがあればと思って発言させていただきました。

藤浪課長：ありがとうございます。かなり先駆的にいろいろと取り組んでいるということで、なるほどと思ってちょっと調べてみたいと思います。すごいですね。そういうふうに電子を使って出張相談の予約ができるというところは非常に参考になりますので、また参考にして検討できればと思います。すみません、お待たせしてしまいました。お願いいたします。

篠原委員：母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリアで施設長をしております篠原と申します。よろしく申し上げます。母子の話ばかりで大変申し訳ないのですが、母子生活支援施設の生活のことについては先ほど濱田先生からあったと思います。私は母子生活支援施設でもう28年やっているのですが、割とお母さんたちにインタビューすることとして、母子生活支援施設に入るまでの経緯について伺ったときに、なかなか相談することができず、どこに相談したらいいか分からない。今、湯澤先生がお話ししてくださ

ったことに関連しますが、どこにどう相談していいかが分からないという意見が多かったです。あと、相談することは恥ずかしいことだというふうに抵抗している人もいらっしゃいましたし、相談しても冷たい対応をされてしまって諦めたとか、離婚することが前提だと言われてしまって、そうでないと話を聞いてもらえないということで諦めたというお母さんたちも多くいました。あとは、実際に説明されても、どういふところか分からない。不安が強いとか、どういふ建物があるのかとか、周りにはどういふ病院があるのか、近くに学校があるのかもよく分からないまま、母子生活支援施設の情報を資料で説明されても、入ろうと思って行くにはやはり抵抗があるということが、今まで入ってこられたお母さんたちの中で多く出た意見です。

それは非常に、もったいないと言うと言葉が悪いですが、そういうことでためらうことでどんどん母子家庭の問題が重篤化してしまって、重篤化してから母子生活支援施設にようやく入られ、つながってくださるといふこともあります。私がつい最近あったことで残念だったのは、母子生活支援施設におられた方が出られまして、その出られた先で3年間、電気・ガス・水道が止まった状態のままで生活していたというのがあったのです。その間、区役所さんの生活保護担当のワーカーさんは当然関わってはいるのですが、この母子に対してどういふ支援ができるのだろうか、どういふケアが必要なのだろうかといふところのサポートのネットワーク形成がないままで埋もれてしまっていたといふのが実際、現状としてありまして、ちょっともったいないといふか、一生懸命やってくださってはいると思うのですが、実際、現状としてそういう家庭もありました。

私は、もちろん重篤化して母子生活支援施設にお入りになられるのもいいのですが、もうちょっと軽い段階と言ふと言葉が悪いですが、母子が重篤化する前の予防的な意味合いで母子生活支援施設をご利用いただくといふ、そういう入るための入り口をもうちょっと広げてもいいのではないかと。重篤化して母子生活支援施設の職員が疲弊する、疲弊するのは当然だと思うのですが、なかなか重篤化すると、母子そろって関わりが大変だったりします。なので、そのもうちょっと前段階で、こういう話も聞いたのですが、6年間不登校だったといふ話を聞くと、もうちょっと早い段階で何とか母子生活支援施設に入っただいて、そこで職員のケアを受けたりサポートを受けることで、お母さんが安定してお子さんも安定して学校に行けるようになったケースも多くあります。なので、もうちょっとそういう予防的な意味合いで母子生活支援施設を活用していただけないかなといふのが私の思うところです。

児童家庭支援センターの方、センター長さんと私は交流することが多いのですが、地域で埋もれている心配で危険な母子世帯はごろごろいると言っています。ただ、その母子世帯が相談にも行けない、相談にも行かない、あるいは相談に行っても戻って帰ってきちゃってまた自分たちの問題を抱えたまま生活をしている世帯が多くあると聞いて、そこは何とか手を打っていかないと、どんどん母子家庭で問題が複雑化・重篤化していつて、事件や事故に発展していつたりしてしまうことがあるのではないかと

と思います。

一つは、母子生活支援施設を利用するための間口を広げていただけないかということと、相談機能ですよね。もうちょっと安心して相談に行って、どういうところだというのが納得・理解できる、こういうところであれば入ってみたいと思っていただけるようなシステム・仕組みで考えていただけないかなと思いました。いろいろとすみません。

秋野部長：篠原委員、ありがとうございます。こども福祉保健部長の秋野です。篠原委員にはもう一つ別に社会的養育推進計画の委員もやっていただいています、その中でもいろいろご意見を頂いているのですが、やはり区役所のほうもなかなか施設とうまく連携できていない部分というのがもちろんあるのかなと思いますし、さっきおっしゃっていただいた予防的な利用というのは、今後ぜひ横浜市としても進めていきたいと思っております。区と施設とが連携を深めていくことで支援をつなげていくということと、さっきおっしゃっていただいた区の中や関係機関とのネットワークというのをきちんとつくって支えていくというのも非常に大事な視点かと思えます。

藤浪課長：濱田委員から手が挙がっていますので、お願いいたします。

濱田委員：私は6月まで、実は3つのセンターでセンター長をしておりました。地域密着と、12歳までしか児家センは関われないので、その子たちをどうするかと考え、寄り添い方のサポート事業に手を挙げさせていただいて、次の年度にも実は手を挙げているところです。やはり、やってもやってもなかなか支援がつながっていかない。それと、こどもの成長を待つには時間がかかる。それをご理解いただくために、いろいろな方たちに具体的なお話をしていく。でも、何とか変えなければいけないというのは全員思っていることなので、私どもも具体的に何に困っているかというのを、もっと積極的に言っていく必要があるかなと思っているところです。さっきの篠原先生の発言も、本当に私も身をもって体験したことがたくさんありますので、感心して聞いていたのですが、なかなかお困り事の自覚がお母さんにないというのが問題点であって、それはやはり、ちょっと医療につないだほうがいいのかと思ってみたり、何かもうちょっと違う専門職とチームを組まないで、簡単には済まないケースがほとんどだと感じているところです。なので、もうちょっとうまく地域資源をつないでいただけたらありがたいかなと。

それと、こんなことを言って申し訳ないのですが、土日にかけている相談機関があるじゃないですか。横浜市はケアプラザが140か所もあるんですね。私どもも1つだけ合築で建物を建てておりますけれども、母子の相談もたくさん実は法人本部が受けてくれています。なので、何かそういう得意分野を持っているところが手を挙げさせていただけたらありがたいなと思っているところです。大きなおせっかいを焼く人が必要ですよ。お困り事の自覚がないお母さんに連れられているこどもはもっと困ってしまうわけですから。

それともう一つ、施設でこどもの意見を聴くようになったんですね。YMCAがア

ドボケートをしてきているのですが、私どもが先に手を挙げて、9月7日ですかね、早い時期にこどもの意見を聴いてほしいと思って若い弁護士さんに来ていただいたことがあります。そのときに、ADHDや何かで苦しんでいるこどもが、実に40分ぐらいですかね、先生とその若い弁護士さんに、自分はこういうふうにいるというふうに関係にお話できたので、それについて、私どもは心理士が常駐しておりますので役割分担の中で、人から言われて嫌になったときに自分がどう対応するかとか、お母さんに誰に伝えてもらうかとか、具体的な時間をたくさん設けてお返事等させていただきました。やはり唯一、そういうことができる母子生活支援施設に入れるメリットというのは大きいかなと思っています。

それともう一つ、母子寮は優秀な機能をたくさん持っているのもうちょっとオープンにできたらいいかなと思っています。例えばこども食堂で気になる親子をつないでくださるとか、児家センでもいいのですが、そういうようなことがもうちょっとつまびらかに具体的にうまくいけたらうれしいかなと思っています。やはり自分が強く誰かに見つめられているとか、要するに他人から嫌な思いをさせられていることをどう対処したらいいのかというのは、非常に何日も心理職が一生懸命説明してくれたときに、こどもの顔つきがぱっと変わったのと、親が安心しましたと言ってくれたことは、とてもよかったなと思いました。横浜市は頑張っているかなと思っています。よかったなと思います。やはり、こどもが意見を言ってこどもが力をつけていく以外にないかなと思っています。とてもありがたいです。ただ、横浜市はたくさんの方を一遍にしようかなと思っているので難しいとは思いますが、私たちはパートナーですので、ぜひその辺は丁寧につないでくださったら本当にありがたいかなと。こどもはちゃんと意見が言えますので、今回はありがたかったなと思います。それと、効果絶大で、親子がとても明るくなりました。そんなところです。

藤浪課長：ご意見ありがとうございます。お話の中で、児童家庭支援センターとか、こどもの意見表明の進めている事業の話などにも触れていただきましてありがとうございます。お話の中にありました、地域のいろいろな資源からつないでいく、いろいろな資源につないでいくといった部分の取組ですとか、先ほど篠原委員からありました予防的な関わりみたいなのところではいきますと、22ページの6番目に書いてありますこども家庭センターというのを今後展開していくことを予定しております。こちらは各区のこども家庭支援課がこの機能を持つということで、全部のご家庭に対してつくるわけではないのですが、支援が必要だと思われるご家庭にサポートプランというものをつくっていきます。今まで何か支援をするときには、行政側のほうだけで一方的に、この家庭にはこういうものが必要だよなというふうにつくっていったものを、こども家庭センターになりますと、当事者の方にニーズとかお困り事とかそういうものを確認していきながら、若干引き出しながら、そこをご本人と確認するのと、できる限りこどもの意見を聴きましょうというのがポイントになっています。まだ自治体も始めたばかりで、今、私どもも先行区で試行錯誤しながら進めているところですが、これを段階

的に各区で取り組んでいくことで、今までの受け身、ある意味、起きたことに対してどうでしょうかというところから、もう少しニーズから予防的な関わりとか、相手に気づいていただくとか、お子さんの声もしっかりと聴いていくという取組は、今よりも一歩進むことができるようになるかと思っております。そのあたりはまだ試行錯誤中ですが、頑張っていきたいと思っております。ここで湯澤委員からお手が挙がっております。よろしいですか。お願いいたします。

湯澤委員：ご発言を伺っていて、本当に予防的なところからの関わりが母子生活支援施設の有効な活用ということで、大変感銘を受けました。今回の計画の中で、やはりこの物価高や食料費の高騰などがまず最初に出てきていると。今、そういうところでいろいろな実態調査に民間団体も取り組んで、本当に厳しい生存の心配を抱えるような世帯も増えてきているということが明らかになっていると思います。そういう中で、やはりセーフティーネットがまず機能していないわけで、生活保護世帯における母子世帯、父子も含めて利用率が本当に低いのです。母子生活支援施設というのは、本当に有効なセーフティーネットなんですよ。しかし、全国的にも、なかなか行政から入所につながる暫定定員という問題や、もっと有効活用できるのではないかとということが課題になっているところで、以前も発言したのですが、例えば母子生活支援施設の有効活用に関する検討会というのを一度立ち上げて、どんなふうに連携したらどんな方にどういうサポートが提供できるか、それを基に窓口の職員の皆様とも研修などを一緒にしながら、セーフティーネットとして、また、予防的な機能として、活用できればいいのかなと思った次第です。

あと一点、やはり計画という性質上、仕方がないところではありますが、なかなか具体的に何がどう変わるかというのが見えにくいところがあります。一番よく分かるのは、後半にある実績の一覧表かなと思っています。そうしますと、37ページのところで、母子生活支援施設が8か所と書かれてはいるのですが、箇所数のみでなく、何人が利用できているのかとか、そういう実績も併せて記載していただくと、より現状が分かるかなと思った次第です。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。湯澤委員、ちょっとだけ補足させていただきますと、37ページのところで、母子生活支援施設は8か所の後ろに入所世帯数を書かせていただいているのですが、もうちょっとプラスした情報みたいな。それぞれの施設ですか。

湯澤委員：もう少しプラスの情報があるといいのかなと思った次第です。

藤浪課長：分かりました。承知いたしました。

秋野部長：ご意見ありがとうございます。先ほどちょっと申し上げた篠原委員に出ていただいている社会的養育推進計画の策定検討会というのをやっておりまして、そこで母子生活支援施設だけでなく、今後は児童養護施設なども含めて横浜市内の施設の在り方というのを検討しているところです。その中で、先ほどおっしゃっていただいたような予防的活用であるとか、いかにうまく地域と連携していくとか、そういうことも含めて検討しているところです。実はこちらのひとり親の計画よりちょっと遅れてなので

すが、これからまた市民意見募集をその計画についてもやっていく予定になっております。

藤浪課長：ありがとうございます。お時間も進んできたところで、まだ後半の議題もごさいますが、その前にこのパートで、就労支援の関係でご意見を頂ければということで、マザーズハローワークさんにお話を伺えればと思うのですが、川田委員、よろしいでしょうか。就労支援のところでは何かご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

川田委員：今、母子家庭の方でこちらに来ている方は少ないのですが、やはりその前の段階ですね。お仕事というよりおうちのことをどうしようとか、そういったようなご相談が結構多いので、今日頂いたこの資料で、いろいろな生活支援とか、こういうものがあるよというのが分かりましたので、それを情報共有してご相談者の方にお話ししていこうと思っております。

藤浪課長：ありがとうございます。私どもひとり親の就労支援では、マザーズハローワークが持っている求人の情報がマザー向けというところで頼りにさせていただくことも多いと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、前半のほうはこれで終了させていただきまして、後半のほうに移らせていただきます。資料は28ページの「4 養育費確保の支援」をご覧ください。こちらは本間先生にやっただいたっている23番の法律相談ということで、離婚に関する法律相談や養育費、親権に関することなどについて、詳しい弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図りますと書かせていただいております。

24番は養育費についての広報・啓発ということで、特に今回、共同親権の動きがごさいますので、先ほど渡邊委員からもありましたが、もう少しそこがどう変わっていくかも含めて国の様子が見え次第、私どもも今までひとり親のしおりということでいろいろな施策をばくつと紹介しているところですが、このあたりについて、養育費とか面会交流といったそのこの広報・啓発というのは一層進めていく必要があると思っております。

25番目は養育費の確保支援ということで、養育費確保に係るいろいろな費用の補助であったり、今年度から新たに取り組んでおりますのがADRということで、裁判外紛争の解決手続とか弁護士費用への一定の補助というものもこれから取り組んでいくところでございます。

続きまして、次の29ページの「5 相談機能や情報提供の充実」のところでは、26番、相談・情報提供の充実ということで、大きな窓口として1つ目は区役所、2つ目はひとり親サポートよこはま、3つ目は男女共同参画センターさん、後で丹羽さんにお話を伺えればと思います。お願いいたします。あとは、当事者団体・関係機関との連携ということで、先ほどのネットワークづくりみたいなのも非常に重要だと思っておりますが、そういった多面的な支援の輪を広げていくということが重要だと思っております。

27番目、離婚前相談ということで、こちらもひとり親サポートよこはまで行ってい

ただいているいろいろな事業がございます。

おめぐりいただきまして30ページになります。28番目、当事者同士の交流や仲間づくりということで、ひとり親サロンというのをひとり親サポートよこはまで行っております。あとは、ひとり親家庭の情報交換であったり、渡邊委員にご協力いただいている父子家庭の交流事業などを行っております。

29番目、支援者への研修ということで、改めて今まで言ったようなひとり親のいろいろな状況というのを、実際に支援に関わる人たちに伝えていくための研修をしっかりとやっていきたいと思っております。

31ページは最後の項目ですけれども「6 こどもへのサポート」ということで、ひとり親のこどもの相談支援をしっかりとやっていかなければいけないと思っております。実際にこどもが相談しやすい窓口やツールもいろいろ考えながら進めていきたいと思っております。

31番の生活・学習支援事業です。こちらは先ほど濱田委員からも同じ話で、寄り添い方の生活支援事業とかそういったものがございますが、1つ目の思春期・接続期支援事業というのは横浜市独自の事業ということで、中学生のお子さんで希望するご家庭に、お子さんの家庭教師の派遣を行いながら親御さんの相談にも乗るという、そこをワンセットで行うというものです。先ほどもありましたけれども、中学生で大きく変化して、親が一人でその変化を受け止めるというのが結構厳しいというところに相談の人が入って、相談に乗りながら進めていくというような事業も横浜市独自で行っているところです。そして、2つ目の寄り添い方学習支援事業は、生活困窮の流れから行っているものですが、学習支援ということで高校進学をサポートしていくような取組であったり、寄り添い方の生活支援事業は、先ほど濱田委員からお話があったように、基本的な生活習慣をしっかりと支えていくような取組になっております。あとは、今年度から始めております大学受験料補助というものも、こちらは児童扶養手当受給世帯に対して大学の受験料を補助することで、少しでも進学のを妨げることがないようにということで取り組んでいるものになります。おめぐりいただきまして32ページは放課後学び場事業を挙げておりますが、先ほどの学習支援の流れで、教育委員会さんを中心に行っていただいているものとなります。

32番は親子交流支援事業ということで、こちらは親子交流の関係、先ほどFPICと申し上げましたが、そちらのほうでご案内するような形で行っているものでございます。

33番目は、こども食堂など地域の取組支援、34番目は、まさにこどもアドボカシーという、こどもの意見を聴く取組の推進ということで、こちらは施策を検討するに当たってお子さんの意見を聴いたり、今回も聴かせていただきましたけれども、そういったものを受け止めていくとともに、実際に施策を進めていくときにも、こどもの気持ちに寄り添うことを大事にして進めていかなければいけないと思っております。実はこどもの気持ちを聴いていくというところをどのようにやっていけばいいのかとい

う具体はまだ私どもも試行錯誤のところがございますが、しっかりとこれを計画に位置づけて進めていきたいと思っております。

ご意見を頂ければと思いますが、まず最初の29ページのところに戻りまして、男女共同参画センターから丹羽委員にお話を伺えればと思います。お願いいたします。

丹羽委員：まず最初に、修正をしていただかなければいけないことが出てきましたので共有させていただきます。男女共同参画センターのところで「女性としごと応援デスクでは」というのが入っていたのですが、ちょうど指定管理の切替えに伴いまして、この名前の事業がなくなりました。すみません。ただ、別枠で「無料のキャリアカウンセリング等を実施しています」ということは言えますので、そのように修正をお願いしたいところがございます。縮小というよりは、無料のキャリアカウンセリングについてはオンライン化して、利便性を図ってご利用を促していくということを計画しております。

私どものセンターは、割とふわっとした何でも相談の窓口ですので、仕事・子育て・DV被害などについての相談を受けていますという形で広報もしております。そうすると、ひとり親家庭ずばりというよりは、大変多いのがそれこそ離婚前相談で、迷っていますと。それから、離婚という言葉も口にしない段階で、もやっと眠れないんですと入ってくるけれども、その内実は離婚を考えていて、こどもを抱えてこの先とても踏み切れないということがあったりします。なので、先ほど篠原さんがおっしゃったような離婚というより、まずは具体的な相談がとてもためられるという方が何となくかけてくるという機会が大変多いです。そのときに、私どももちょっと不勉強でして、母子生活支援施設の実態というか、もっとそんな機能があって予防的に使えるんだとか、いろいろなそれこそ父子家庭の特別な状況とか、そういうことを詳しく知っていたらもうちょっと力強く支援ができるかなというふうにも感じるころです。ですので、支援者への研修ということが30ページにありますけれども、これは区役所の職員さん等を中心にしておられたのですが、もしお願いできるのであれば、そういった離婚前相談が入るような、相談部門なんかも含めて幅広に研修対象に含めていただけたらありがたく存じます。以上です。

藤浪課長：貴重なご提案ありがとうございます。今のご意見ではっとさせられまして、実際にいろいろな支援の場をつくっていても、そこが有機的につながっていけば、もっとプラスの良い取組になるというところをちゃんと意識しないといけないなと改めて思いました。出張相談みたいになるのか、何か意見交換みたいな形になるのか分かりませんが、そういった何かしら支援につながりそうなところにご理解を進めていただけるような、そして、何かあればこういうのがご案内できるとか、そういったようなものとうまく有機的につなげられるような取組をぜひ進めていきたいと思いました。あと、ほかに何か、このあたりでご意見とかありますでしょうか。では、道下委員、よろしく申し上げます。

道下委員：先ほど施設長さんから、やはり困っている家庭の方がいらっしゃるということだった

のですが、随分前から、区役所に離婚届を出したときに、ひとり親サポートよこはまとか、そういういろいろな何か渡してくださると聞いていたのですが、今も渡していらっしゃいますか。

藤浪課長：戸籍の窓口ではなくて、こちらのこども家庭支援課のほうにはなりますが、離婚届を出されて、児童扶養手当がご案内された、そのこどもの窓口のほうでのご案内するようになっております。

道下委員：では、自立支援センターの支援員じゃないやつ、その中に法律相談も持っていますし、うちの会も持っているかなと思います。

それから、母子生活支援施設のことでもちょっと余談になるかと思いますが、関東グループ大会で栃木県のひとり親の方が7年前に、夫のDVからこどもにも暴力を振るうということでこども3人抱えて家を飛び出して、車があったから車中泊をしていたのですが、その後、どうなったかそこまで知りませんが、今、19歳、17歳、11歳で、もう今は元気で皆さん生活していらっしゃいます。そういうときに、横浜市では駆け込み寺的な母子生活支援施設にすぐ入れるのでしょうか。急に家を出ちゃって住むところがなくて。

秋野部長：横浜市では、母子生活支援施設の緊急一時保護事業というのをやっております。あと、そのほか、例えば県の女性相談センターですね、いわゆる昔の女性相談所ですけども、そちらのほうでもシェルター的な役割を担っております。

道下委員：分かりました。横浜ではどうなのかなと心配していましたので、ありがとうございます。

藤浪課長：そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

本間委員：本間でございます。32ページの親子交流支援事業のところですが、先ほどFPIC等を紹介するというので、これはもちろん重要なことなのですが、FPICは基本的には有料で、なかなかひとり親家庭の方が利用するにはそんなに低廉な金額ではない。これはただ、やむを得ないことだと思っているので、FPICの料金体系がどうということではないのですが、なかなか難しい面があります。

それと、アンケートの中にもあったのですが、安心して面会交流が実施できる場所がなかなかないというような話もありました。将来的には、やはりそういった安心して面会交流が実施できる場所、つまり、連れ去りとかの危険性がなく、出入口は異なっていて、監護している同居している親も目の届くところにいて、同居していないほうの親とお子さんが遊べるような場所とか、今でもありますけれども、さらにそういったところを増やしていく。あと、なかなか難しいかもしれませんが、今、FPIC等がやっている面会交流の付添いとか送迎、日程調整といった援助なども行政のほうで実施できるというのが理想かもしれませんが、ニーズとしては非常にあると思っておりますので、そういったことにも今後、いろいろな問題があると思いますが、期待していきたいと思っております。

藤浪課長：ご提案ありがとうございます。ちょっと他都市でも、例えば明石市ですと面会交流の

ところでたしか何かを取れたりとか、自治体独自でできる部分もあるのかなと思います。横浜市は子育て支援拠点とか、小さいお子さんですと結構そういう場を使っているという話も聞いていますので、実際、皆さんがどういう場があると安心するのかということも聴きながら、行政としてできる場所は何かというのと、あと、金銭面です。非常にその部分は大きいかなと。今ちょっと処方箋的にできるものはまだないのですが、国のほうでも今回の共同親権の動きを受けて何かあるといいなと思っています。

本間委員：そうですね。今言わなかったのですが、共同親権の導入その他面会交流についても養育費についてもかなり法律が変わって、実際にそれが執行されているいろいろ変わってくると思うので、そのあたりもまた見ながらと思っておりますが、そこと絡めて市としてもいろいろ考えて制度等々、整備していただけることを期待したいと思います。

藤浪課長：ありがとうございます。しっかりと今後の動きも注視しながら、ぜひ検討していきたいと思えます。ほか、皆様いかがでしょうか。ちょっと後半は駆け足になってしまいましたが、よろしいでしょうか。

では、本当に貴重な意見をたくさんありがとうございました。私もはっと改めて気づかされるのがすごく多くて、ぜひそのあたりは、計画をつくるだけではなくて施策にうまく落としとしていって、関係機関といろいろな連携をつくりながらしっかりと進めていくということが大事だなと改めて思ったところです。本当にありがとうございます。一旦ここで終わらせていただきますが、まだ何か気づいたことがございましたら、ぜひお寄せいただければと思います。では、ここで一応、議事は終了させていただきます。

その他

藤浪課長：事務局から連絡させていただきたいと思えます。お願いします。

花田係長：ありがとうございます。それでは、事務局から3点ご案内させていただきます。

まず1つ目ですが、本日の会議に関しましてご意見等ございましたら、随時、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

2つ目ですが、会議冒頭でご案内させていただきましたとおり、本日の会議の議事録につきましては、ホームページで公表させていただきます。第1回のほうは1週間後くらいにホームページにアップさせていただく予定ですが、第2回の議事録もまとまりましたら、こちらのほうは早めに委員の皆様にご確認をお願いさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

3つ目ですが、次回の会議につきましては、12月5日木曜日の開催を予定しております。資料につきましては、改めてご連絡させていただきます。事務局からは以上になります。

閉 会

<p>藤浪課長：それでは、以上をもちまして第2回横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会を閉会させていただきます。皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。</p>	
資料	<p>資料1 第1回連絡会会議録</p> <p>資料2 自立支援計画（令和7年度～11年度）素案</p> <p>資料3 自立支援計画（令和7年度～11年度）素案概要</p> <p>資料4 横浜市ひとり親家庭アンケート調査 結果報告書（参考資料）</p>
特記事項	なし

横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）原案イメージ（案）について

「横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）」の素案に対し、10月から11月にかけて実施した市民意見募集によるご意見をもとに検討を加え、取組等について反映し、原案としてとりまとめることを予定しています。

【案】市民意見を踏まえ、素案を修正・追加する主なもの

主な意見	修正・追加内容
子どもの意見を尊重すべきことについて、大人側の理解を深める施策が必要。	「Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題」の「1(6)こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進」の項目に、大人もこどもの意見を聴くことについて理解を深めることを追記します。（原案6ページ）
法定養育費の考え方が、一般的になり、養育費を受け取れる人が増えるよう支援して欲しい。	「Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題」の「1(4)共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援」及び「3(4)養育費確保の支援」に関連するコラムとして、国で議論されている法定養育費について記載します。（原案33ページ）
不登校の子どもたちへの対応を早急に希望する。	「Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題」の「3(1)子育てや生活支援」の項目に、不登校について追記します。（原案10ページ） 「Ⅳ 支援の具体的事業・取組」の「26 相談・情報提供の充実」の項目に、不登校等を含めた家庭の状況に寄り添った対応について追記します。（原案34ページ）
ひとり親家庭に長期的視点で就労相談・支援ができるよう自立支援員等の教育の強化も必要。	「Ⅳ 支援の具体的計画」の「29 支援者への研修」の項目に、中長期的な展望をもった相談・支援に向けた教育の強化について追記します。（原案35ページ）
相談事業の相談を受ける側が父子家庭に理解があるとは限らない現状に対しての対策案が必要。	「Ⅳ 支援の具体的計画」の「29 支援者への研修」の項目に、父子家庭特有の課題への理解を含め自立支援員等の教育の強化について追記します。（原案35ページ）

今後、令和7年度予算案において具体化した取組についても記載を予定しています。（予算については、令和7年度予算の議決により確定します。）

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画

(令和7年度～11年度)

原案イメージ(案)

(令和6年12月)

横浜市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	策定の経緯及び第4期計画における主な取組	1

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1	社会的背景	5
2	ひとり親家庭の現状	7
3	ひとり親家庭の課題状況	10

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

1	基本理念	16
2	支援の視点	16
3	支援における取組の方向性	16
4	支援における取組の柱	17

第4章 支援の具体的事業・計画

	ひとり親家庭自立支援計画事業体系図	19
1	子育てや生活支援	20
2	就業の支援	23
3	経済的支援	25
4	養育費確保の支援	28
5	相談機関や情報提供の充実	29
6	こどもへのサポート	31

第5章 計画推進にあたっての指標

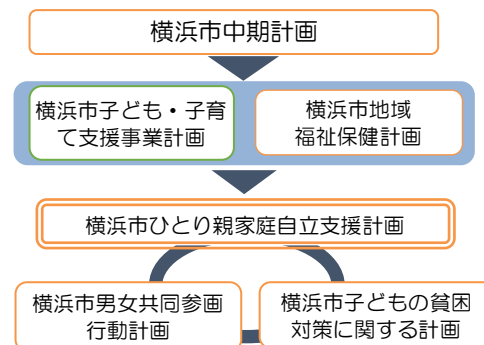
参考資料

	第4期計画の振り返り	34
	横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要	42
	ヒアリング等調査結果の概要	44
	横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会	48

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。



本市では、ひとり親家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度から、それぞれ5か年間の「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。※

第5期計画は、第4期計画が終了するにあたり、

- ・ ひとり親世帯アンケート調査
- ・ 支援者・当事者団体及びひとり親家庭のこどもへのヒアリング等の実施
- ・ 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ・ 子ども・子育て会議での意見聴取
- ・ 市民意見募集

を行い、策定します。

※第4期計画は当初、平成30年度から令和4年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年に改定された国基本方針との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行い、期間を令和6年度末まで2か年延長しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

3 計画の経緯及び第4期計画における主な取組

平成14年3月	母子家庭等自立支援対策大綱	児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11月	母子及び寡婦福祉法改正 *都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる	
平成15年4月	国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度） *母子家庭施策の総合的な展開 *自立支援計画の基本となるべき事項	
平成16年3月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成15年度～平成19年度）	

平成 20 年 4 月	<p>国の基本方針（対象期間：平成 20 年度～平成 24 年度）</p> <p>*①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策 ④経済的支援策 の総合的支援を実施</p> <p>*就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化</p>	
平成 21 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 20 年度～平成 24 年度）	
平成 24 年 4 月	<p>民法等の改正法施行</p> <p>*離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化</p>	
平成 25 年 3 月	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行</p> <p>*雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等</p> <p>国の基本方針の対象期間の延長 (平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長)</p>	
平成 26 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	子どもの貧困が社会問題化
平成 26 年 2 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 25 年度～平成 29 年度）	
平成 26 年 8 月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定	父子への支援拡充
平成 26 年 10 月	<p>母子及び寡婦福祉法改正→母子及び父子並びに寡婦福祉法へ</p> <p>*支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大</p>	
平成 27 年 10 月	<p>国の基本方針（対象期間：平成 27 年度～平成 31 年度）</p> <p>*ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。</p> <p>①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施） ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大</p>	
平成 30 年 3 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 31 年度～令和 4 年度）	
令和 2 年 3 月	<p>国の基本方針（対象期間：令和 2 年度～令和 6 年度）</p> <p>*①ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充②ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充③母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充④低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給等、支援施策の拡充等</p>	
令和 3 年 3 月	非正規雇用労働者等に対する緊急支援策	
令和 5 年 3 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画の改定（平成 31 年度～令和 6 年度）	
令和 5 年 12 月	こども大綱閣議決定	共同親権の法制化
令和 6 年 5 月	民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立	

第4期計画（平成30～令和6年度）期間内に実施した主な取組内容

＜国＞国制度　＜市＞本市独自制度

年度	計画における分野	取組内容
平成30	養育費確保の支援	養育費セミナー：実施回数の増（年4回→年6回） ※ひとり親サポートよこはま実施事業
令和元	相談・情報提供	父子家庭の交流事業：父子がともに参加できるイベントを開催するなど、父子家庭の父どうしの交流の機会をつくる事業を開始＜市＞
令和2	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：中学1年生の子を持つひとり親家庭を対象に、子への学習支援（家庭教師の派遣）と親への相談支援を実施＜市＞
	相談・情報提供	SNSの活用：ひとり親サポートよこはまでLINEアカウントを開設し、就労支援、ひとり親サロン等催事の情報提供を開始＜市＞ ※ひとり親サポートよこはま実施事業
	経済的支援	ひとり親世帯フードサポート事業：フードバンク等から提供を受けた食品の配布会を、各区月1回程度実施する事業を開始＜市＞
令和3	就業の支援	高等職業訓練促進給付金：対象講座の拡充（受講期間1年以上→6か月以上、情報関連資格取得講座等の追加）＜国＞
	経済的支援	住宅支援資金貸付事業：新規実施＜国＞ ※市社協実施事業
	養育費確保の支援	養育費確保支援事業：公正証書等による養育費の取り決めや、養育費保証契約の締結に要した費用の助成を開始＜国＞
	相談・情報提供	ひとり親の親講座：ひとり親家庭の親または離婚を検討中の親を対象に、離婚が子に与える影響や、離婚に関わる法律知識などを学べる講座を新規実施＜市＞
令和4	就業の支援	自立支援教育訓練給付金：専門実践教育訓練給付金の支給上限額を増額（1年あたり20万円→40万円）＜国＞
		高卒認定試験合格支援事業：受講開始時補助金の支給制度を追加＜国＞
令和5	生活の支援	日常生活支援事業：利用者負担を最大300円から0円に無償化＜市＞
	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：利用者の定員を80名から100名に増員＜市＞
	就業の支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：支給上限額を引き上げ＜国＞
令和6	こどもへのサポート・経済的支援	ひとり親家庭受験料補助事業：高校3年生の児童がいる児童扶養手当受給世帯に対し、大学等の受験料を補助＜国＞
	就業の支援	自立支援教育訓練給付金事業：対象要件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃、専門実践教育訓練の対象講座の修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加で支給（最大85%の支給）＜国＞
	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：子への学習支援期間を3か月から6か月に拡充＜市＞

■ 本計画における用語の定義

・母子家庭

母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。（児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。）

・父子家庭

父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

・寡婦

かつて母子家庭の母であって、こどもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方

・ひとり親家庭

母子家庭・父子家庭・寡婦

■ 引用している調査

① 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」（以下、「本市調査」）

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

② 「全国ひとり親世帯等調査（令和3年度）」〈厚生労働省実施〉（以下、「全国調査」）

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

③ 「国勢調査（令和2年）」〈総務省実施〉

対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

■ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。また、食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

こうした中、本市においても、物価高騰の影響を受けたひとり親家庭等に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」等の必要な施策を講じてきました。

物価高騰の影響を受けているひとり親の安定した生活を支える観点から、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要があります。

(2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

こうした、ひとり親家庭における世帯全体の複合的な課題については、家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要です。

(3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭、特に母子家庭の住宅確保に向けた現状については、持ち家率が低く、民間賃貸住宅に居住し、家賃を負担している場合が多くなっていますが、所得の低さから、家賃の負担が家計に重くのしかかっていると考えられます。一方、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

本市においては、住宅の確保について、市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。

(4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

令和6年3月に、政府は離婚時の共同親権導入を含む民法改正案を閣議決定し、国会において、5月に可決、成立しました。当該改正案は、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とあるため、令和8年までに施行される予定です。

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画

(令和7年度～11年度)

原案イメージ(案)

(令和6年12月)

横 浜 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	策定の経緯及び第4期計画における主な取組	1

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1	社会的背景	5
2	ひとり親家庭の現状	7
3	ひとり親家庭の課題状況	10

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

1	基本理念	16
2	支援の視点	16
3	支援における取組の方向性	16
4	支援における取組の柱	17

第4章 支援の具体的事業・計画

	ひとり親家庭自立支援計画事業体系図	19
1	子育てや生活支援	20
2	就業の支援	23
3	経済的支援	25
4	養育費確保の支援	28
5	相談機能や情報提供の充実	29
6	こどもへのサポート	31

第5章 計画推進にあたっての指標

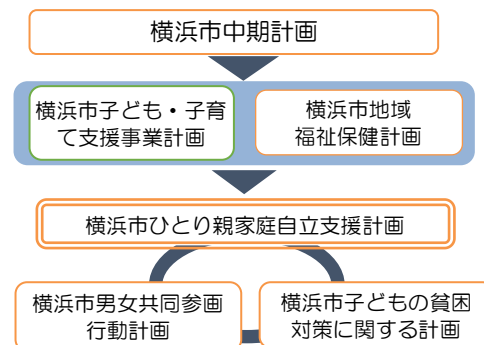
参考資料

	第4期計画の振り返り	34
	横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要	42
	ヒアリング等調査結果の概要	44
	横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会	48

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。



本市では、ひとり親家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度から、それぞれ5か年間の「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。※

第5期計画は、第4期計画が終了するにあたり、

- ・ ひとり親世帯アンケート調査
- ・ 支援者・当事者団体及びひとり親家庭のこどもへのヒアリング等の実施
- ・ 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ・ 子ども・子育て会議での意見聴取
- ・ 市民意見募集

を行い、策定します。

※第4期計画は当初、平成30年度から令和4年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年に改定された国基本方針との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行い、期間を令和6年度末まで2か年延長しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

3 計画の経緯及び第4期計画における主な取組

平成14年3月	母子家庭等自立支援対策大綱	児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11月	母子及び寡婦福祉法改正 *都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる	
平成15年4月	国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度） *母子家庭施策の総合的な展開 *自立支援計画の基本となるべき事項	
平成16年3月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成15年度～平成19年度）	

平成 20 年 4 月	<p>国の基本方針（対象期間：平成 20 年度～平成 24 年度）</p> <p>*①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策 ④経済的支援策 の総合的支援を実施</p> <p>*就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化</p>
平成 21 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 20 年度～平成 24 年度）
平成 24 年 4 月	<p>民法等の改正法施行</p> <p>*離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化</p>
平成 25 年 3 月	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行</p> <p>*雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等</p> <p>国の基本方針の対象期間の延長 (平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長)</p>
平成 26 年 1 月	<p>子どもの貧困対策の推進に関する法律施行</p> <p>子どもの貧困が社会問題化</p>
平成 26 年 2 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 25 年度～平成 29 年度）
平成 26 年 8 月	<p>子供の貧困対策に関する大綱閣議決定</p> <p>父子への支援拡充</p>
平成 26 年 10 月	<p>母子及び寡婦福祉法改正→母子及び父子並びに寡婦福祉法へ</p> <p>*支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大</p>
平成 27 年 10 月	<p>国の基本方針（対象期間：平成 27 年度～平成 31 年度）</p> <p>*ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。</p> <p>①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施） ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大</p>
平成 30 年 3 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 31 年度～令和 4 年度）
令和 2 年 3 月	<p>国の基本方針（対象期間：令和 2 年度～令和 6 年度）</p> <p>*①ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充②ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充③母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充④低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給等、支援施策の拡充等</p>
令和 3 年 3 月	非正規雇用労働者等に対する緊急支援策
令和 5 年 3 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画の改定（平成 31 年度～令和 6 年度）
令和 5 年 12 月	<p>こども大綱閣議決定</p> <p>共同親権の法制化</p>
令和 6 年 5 月	民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立

第4期計画（平成30～令和6年度）期間内に実施した主な取組内容

＜国＞国制度　＜市＞本市独自制度

年度	計画における分野	取組内容
平成30	養育費確保の支援	養育費セミナー：実施回数の増（年4回→年6回） ※ひとり親サポートよこはま実施事業
令和元	相談・情報提供	父子家庭の交流事業：父子がともに参加できるイベントを開催するなど、父子家庭の父どうしの交流の機会をつくる事業を開始＜市＞
令和2	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：中学1年生の子を持つひとり親家庭を対象に、子への学習支援（家庭教師の派遣）と親への相談支援を実施＜市＞
	相談・情報提供	SNSの活用：ひとり親サポートよこはまでLINEアカウントを開設し、就労支援、ひとり親サロン等催事の情報提供を開始＜市＞ ※ひとり親サポートよこはま実施事業
	経済的支援	ひとり親世帯フードサポート事業：フードバンク等から提供を受けた食品の配布会を、各区月1回程度実施する事業を開始＜市＞
令和3	就業の支援	高等職業訓練促進給付金：対象講座の拡充（受講期間1年以上→6か月以上、情報関連資格取得講座等の追加）＜国＞
	経済的支援	住宅支援資金貸付事業：新規実施＜国＞ ※市社協実施事業
	養育費確保の支援	養育費確保支援事業：公正証書等による養育費の取り決めや、養育費保証契約の締結に要した費用の助成を開始＜国＞
	相談・情報提供	ひとり親の親講座：ひとり親家庭の親または離婚を検討中の親を対象に、離婚が子に与える影響や、離婚に関わる法律知識などを学べる講座を新規実施＜市＞
令和4	就業の支援	自立支援教育訓練給付金：専門実践教育訓練給付金の支給上限額を増額（1年あたり20万円→40万円）＜国＞
		高卒認定試験合格支援事業：受講開始時補助金の支給制度を追加＜国＞
令和5	生活の支援	日常生活支援事業：利用者負担を最大300円から0円に無償化＜市＞
	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：利用者の定員を80名から100名に増員＜市＞
	就業の支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：支給上限額を引き上げ＜国＞
令和6	こどもへのサポート・経済的支援	ひとり親家庭受験料補助事業：高校3年生の児童がいる児童扶養手当受給世帯に対し、大学等の受験料を補助＜国＞
	就業の支援	自立支援教育訓練給付金事業：対象要件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃、専門実践教育訓練の対象講座の修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加で支給（最大85%の支給）＜国＞
	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：子への学習支援期間を3か月から6か月に拡充＜市＞

■ 本計画における用語の定義

・母子家庭

母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。（児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。）

・父子家庭

父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

・寡婦

かつて母子家庭の母であって、こどもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方

・ひとり親家庭

母子家庭・父子家庭・寡婦

■ 引用している調査

① 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」（以下、「本市調査」）

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

② 「全国ひとり親世帯等調査（令和3年度）」〈厚生労働省実施〉（以下、「全国調査」）

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

③ 「国勢調査（令和2年）」〈総務省実施〉

対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

■ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。また、食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

こうした中、本市においても、物価高騰の影響を受けたひとり親家庭等に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」等の必要な施策を講じてきました。

物価高騰の影響を受けているひとり親の安定した生活を支える観点から、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要があります。

(2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

こうした、ひとり親家庭における世帯全体の複合的な課題については、家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要です。

(3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭、特に母子家庭の住宅確保に向けた現状については、持ち家率が低く、民間賃貸住宅に居住し、家賃を負担している場合が多くなっていますが、所得の低さから、家賃の負担が家計に重くのしかかっていると考えられます。一方、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

本市においては、住宅の確保について、市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。

(4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

令和6年3月に、政府は離婚時の共同親権導入を含む民法改正案を閣議決定し、国会において、5月に可決、成立しました。当該改正案は、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とあるため、令和8年までに施行される予定です。

離婚後の共同親権の導入により、「婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」とされるため、養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

一方で、DVや虐待など「子の利益を害する」場合は、必ず単独親権としなければならないこと、共同親権の場合でも急迫の事情がある場合には単独で親権を行使できることが定められています。

今後制定される、こどもと同居するなど一方の親だけで決定できる「急迫の事情」や「日常の行為」について周知するガイドラインを踏まえて、適切な親権行使を支援できるよう相談支援の取組を強化していくことが必要です。

(5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化し、子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。また、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親家庭の自立支援を図るため、令和6年度には、ひとり親家庭支援にかかる事業の対象者要件（児童扶養手当相当の所得要件）を見直しました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

(6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

また、同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことや、こども施策に関する基本的な方針として、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重することや、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくことの重要性が明記されています。

このことを踏まえて、本計画におけるこどもへの施策については、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが求められます。また、当事者や支援に関わる大人もこどもの意見を聴くことについて理解を深めることが重要です。

2 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、令和2年の国勢調査によると22,635世帯で、内訳は母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と20歳未満の児童からなる世帯の数は、16,785世帯で、内訳は母子家庭14,842世帯、父子家庭1,943世帯となっています。

令和5年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が73.8%、死別が14.4%、未婚が6.6%、母子家庭では、離婚が77.2%、死別が9.1%、未婚が8.5%、父子家庭では、離婚が62.7%、死別が31.3%、その他が0.5%となっています。

<参考>

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む。）

(単位：世帯)	令和2年	平成27年	平成22年
母子世帯	19,481	22,803	24,311
父子世帯	3,154	3,588	4,566
合計	22,635	26,391	28,877

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（ほかの家族との同居なし）

(単位：世帯)	令和2年	平成27年	平成22年
母子世帯	14,842	17,600	18,401
父子世帯	1,943	2,124	2,742
合計	16,785	19,724	21,143

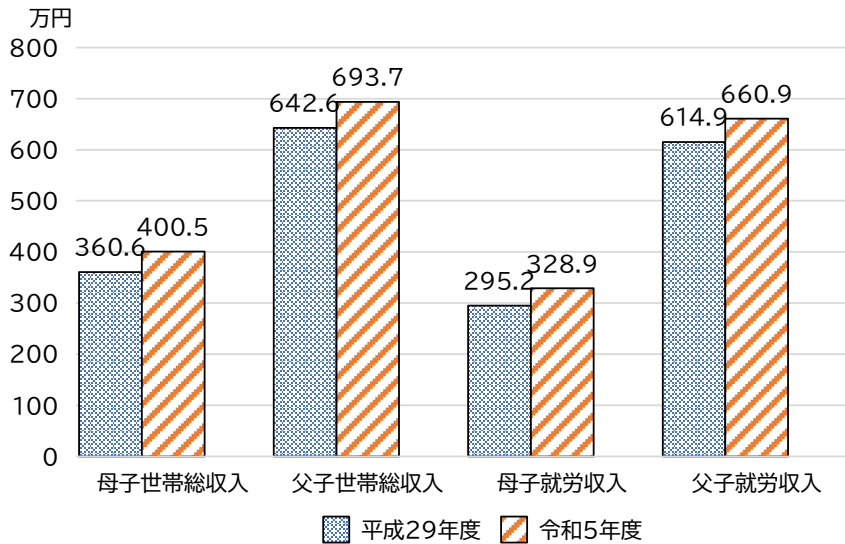
(2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和5年国民生活基礎調査によると、稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、本市調査によると、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっていて、母子家庭・父子家庭共に低く、特に母子家庭が著しく低いことが分かります。

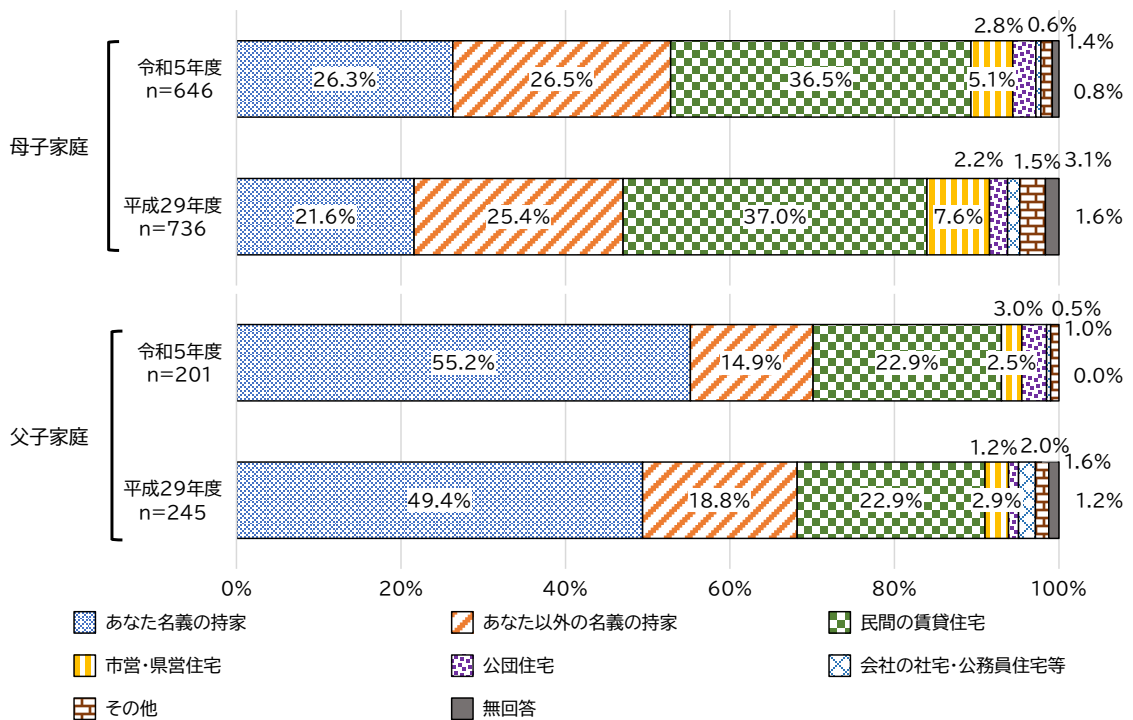
年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は473万円（前回432万円）ですが、母子家庭の平均収入は401万円（前回361万円）、父子家庭の平均収入は694万円（前回643万円）となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は前回の平成29年度調査から増加していますが、母子家庭のみでは約5割が400万円未満となっています。

住居の状況は、「賃貸住宅」は、母子家庭で44.4%、父子家庭で28.4%、「自身の名義の持ち家」「本人以外の名義の持ち家」は、母子家庭で52.8%、父子家庭で70.1%となっていますが、令和4年国民生活基礎調査によると、児童のいる世帯のうち、「持ち家」は72.3%、「賃貸住宅」は19.7%となっており、母子家庭、父子家庭ともに、「賃貸住宅」の比率が高くなっています。



【図1 母子家庭及び父子家庭の年間の世帯総収入及び稼働収入(就労収入)】



【図2 母子家庭及び父子家庭の住居の状況】

(3) ひとり親家庭の親について

ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親43.7歳、父親48.3歳、ひとり親になった時の年齢は、母親36.7歳、父親43.1歳となっています。

家族や親族等との同居について、「いる」は28.0%にとどまっています。「同居している人」については、「父母」が81.4%と多くなっています。

(4) ひとり親家庭のこどもについて

ひとり親家庭のこどもの人数は、「1人」が53.8%、「2人」が34.9%、「3人」が9.7%、「4人」が1.4%となっています。また、母子家庭のこどもの数は平均1.60人で、父子家庭では1.55人となっています。

こどもの就学・就業状況は、「7-12歳（小学生）」のこどもがいる世帯が28.4%で最も多く、次いで「16-18歳」が23.7%となりました。「0-6歳（小学校入学前）」のこどもは12.0%ですが、母子家庭では13.5%、父子家庭では6.8%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が59.4%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭は父子家庭に比べ、「生活費が不足している」の割合が高く、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、本市調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、41.6%と多くの人が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。一方、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは46.0%、調査回答時点は23.4%、父子家庭では、ひとり親になったときは50.7%、調査回答時点では26.4%と時間の経過により減少する傾向があります。

(6) 福祉制度の認知・利用希望

ひとり親に関する福祉制度の認知状況については、「児童扶養手当」が85.8%、「ひとり親家庭等医療費助成」が73.7%と認知度が高くなっています。

しかし、「思春期・接続期支援事業（中学1年生への家庭教師派遣）」、「養育費取り決め文書作成、養育費保証契約締結への補助金」、「ひとり親の親講座」、「父子交流事業（シングルファザーのしゃべり場）」、「夜間電話相談」の認知度は1割以下と低くなっています。

また、今後利用したい制度については、「無料法律相談」の37.5%といった養育費や親権等に関すること、「ひとり親サポートよこはま」の35.4%や「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の34.2%といった就業支援に関すること、「思春期・接続期支援事業（中学1年生への家庭教師派遣）」の31.4%といったこどもへの学習支援に関することなどへの希望が高い状況となっています。

3 ひとり親家庭の課題状況

(1) 子育てや生活支援

ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢期が多く、日々の生活においての家事の援助や保育や放課後児童施策等の子育て支援が必要となっています。

本市調査における就職や求職時に求める支援策は、「放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること」が26.9%、「延長保育、休日保育、病児後保育が充実すること」が21.0%、「仕事を探したり、受講、通学時などに一時的にこどもを預かってもらうこと」が19.8%となっています。就業支援のため、乳幼児の保育及び学齢期の児童の放課後の居場所の充実は重要です。

育児等の協力を期待できる親族との同居は、28.0%であり、ひとり親家庭になった時に困ったこととして、「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%と、ヘルパー派遣等による家事支援に対するニーズが高い傾向にあります。

また、親はひとりで就労、家事、育児を行うため、時間に追われる感覚をより抱きやすい状況にあるため、日常生活において、追われる感覚の軽減を感じられる施策が必要です。

本市調査やヒアリングにおいては、家事・育児以外にも、親または子の疾病や障害、不登校など、様々な困難を抱えて悩んでいるとの回答がありました。

また、ひとり親となった母子家庭には、DV被害へのケアや養育支援が必要な世帯があり、母子生活支援施設において専門スタッフによる自立支援や施設退所後の継続したケアも必要です。支援者へのヒアリングでは、親の身体的・精神的負担の軽減のためのレスパイト（休養）や一時保育の充実が必要であるとの課題認識をいただいています。

ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、親がひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われているため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくことができる、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないほか、父子家庭においては、第三者への相談や当事者同士で話すことへの心理的障壁を持ちやすい課題があり、さまざまなアプローチを続ける必要があります。

(2) 就業の支援

令和5年度本市調査によると、本市のひとり親の就業率は、母子家庭が89.8%（前回86.3%）、父子家庭が93.0%（前回89.4%）と前回調査より、高くなっています。

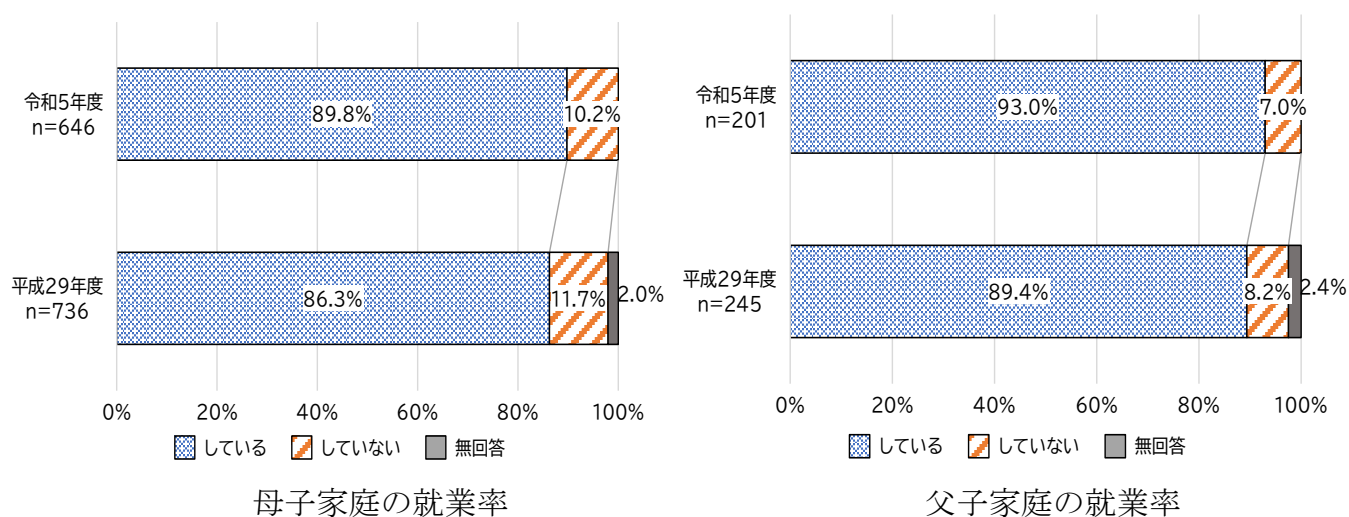
また、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が51.6%（前回44.6%）と前回調査より増加しているものの、「パート・アルバイト」29.1%（前回34.6%）、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」7.9%（前回9.0%）、「人材派遣会社の派遣社員」2.9%（前回5.0%）を合わせた非正規職員も約5割となっています。

さらに、母子家庭は34.5%、父子家庭は17.6%の方が、よりよい就労に向けて転職をしたいと考えています。

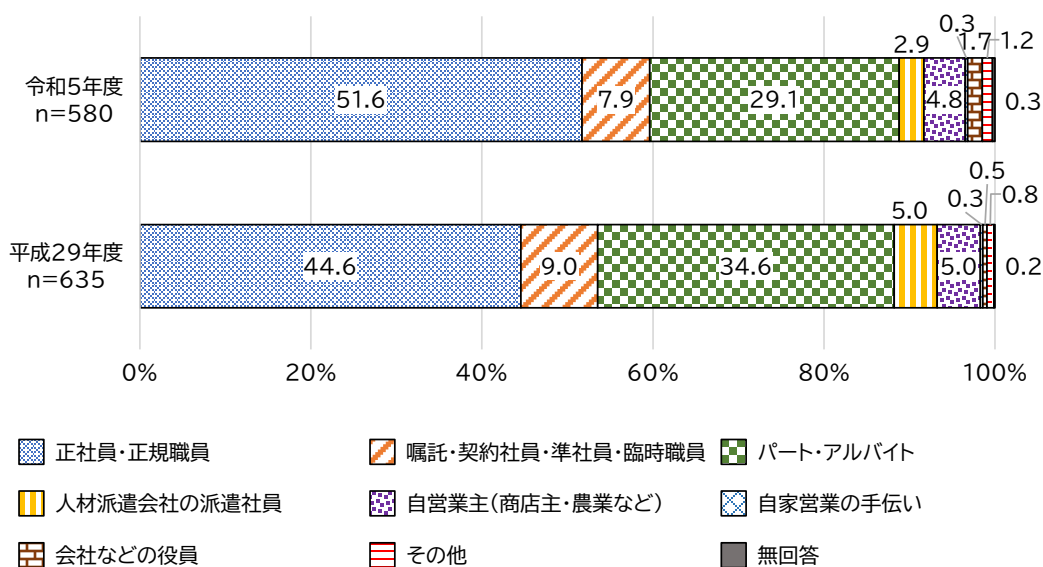
近年、テレワークやフレックスタイム制度等を活用した就業形態の多様化が進んでおり、制度の利用を希望されるひとり親が増えてきています。

本市調査の自由意見やヒアリングからも「こどもとの時間をとりたい」「在宅ワークであれば残業もできるため、収入を増やせる」「こどもや自分の病気の時に有休を認める制度が欲しい」など、多様な働き方や制度拡充を希望するひとり親は多くなっています。

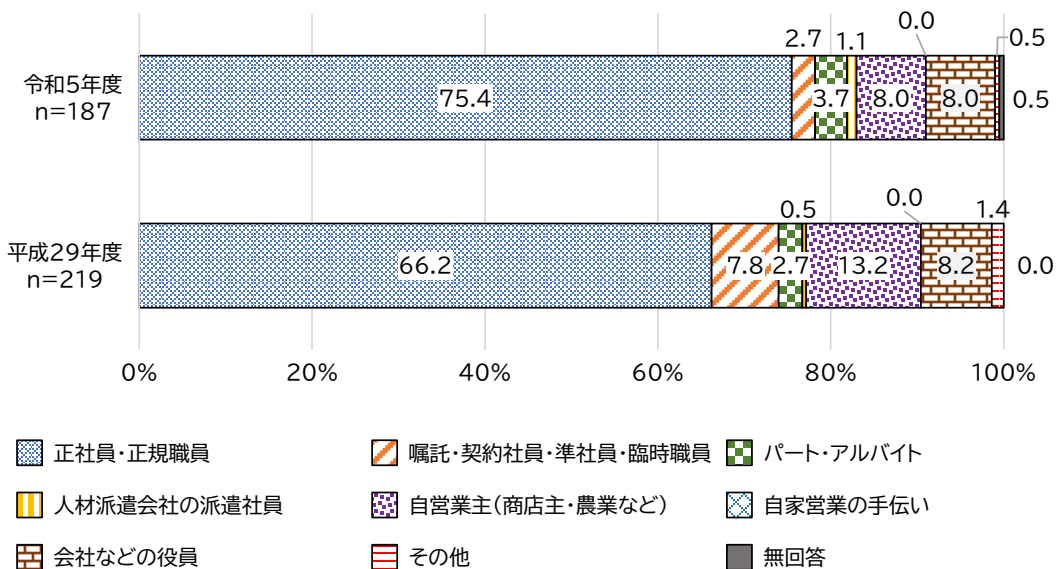
子育てと就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援や、生活条件に合う仕事のあっせん、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。



【図3 ひとり親家庭における就業率】



母子家庭の就業形態



父子家庭の就業形態

【図4 ひとり親家庭における就業形態】

(3) 経済的支援

令和5年度本市調査において、家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%にのびました。母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

また、ひとり親の就労収入は増加していますが、児童扶養手当の受給額の減額

や停止が心配で、働き控えを考える方もいます。また、児童扶養手当の支給停止により、手当と連動した様々な支援策から外れることも、ひとり親家庭の負担になっています。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められています。

(4) 養育費確保の支援

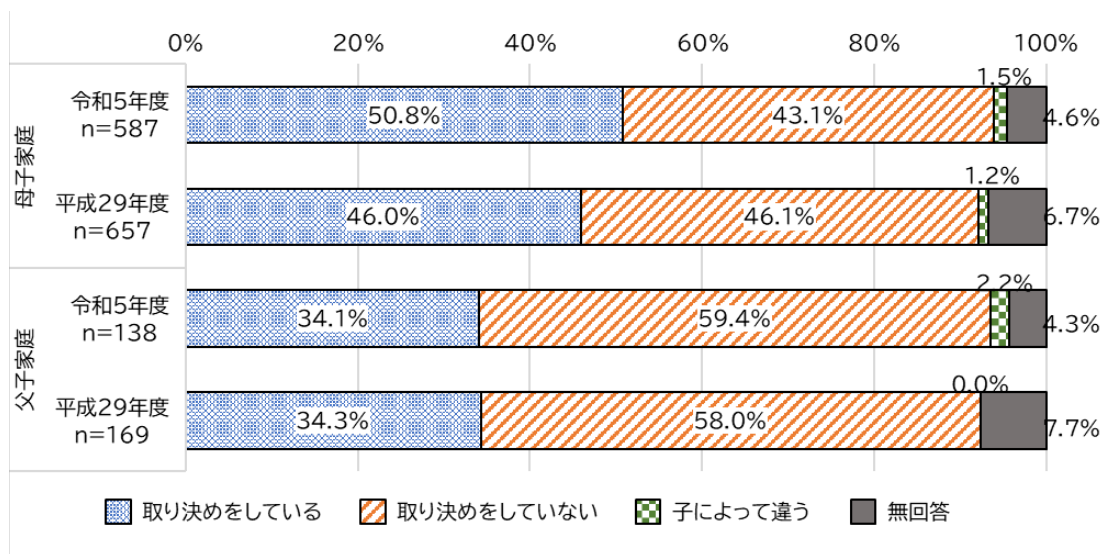
離婚等によりひとり親家庭となったこどものために支払われるべき養育費について、「子によって違う」を含めて、「養育費の取り決めをしている」と回答した母子家庭は52.3%（前回47.2%）、父子家庭は36.3%（前回34.3%）と半数近くの世帯で取り決めをしていません。また、受領状況について「現在も受けている」は母子家庭で36.5%、父子家庭で7.2%、「受けたことがあるが現在は受けていない」は母子家庭で15.3%、父子家庭で5.1%となっています。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手と関わりたくない」「相手に支払う意思がないと思った」「相手に支払う能力がないと思った」「取り決めの交渉がわずらわしい」といった理由から、養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

こどもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。こどもの健やかな育ちのためにも、必要な養育費をしっかりと確保することが必要です。

本市においては、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談や、養育費セミナー等の開催等による啓発の取組を行ってきました。また、令和3年度から①公正証書の作成や調停により、養育費の取り決めを行う際の費用を補助する、②養育費保証契約の契約時費用を補助する、2つの方法による養育費確保支援事業を開始しました。さらに、令和6年度から、ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用への補助を実施しています。

事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成長を後押しすることが求められています。



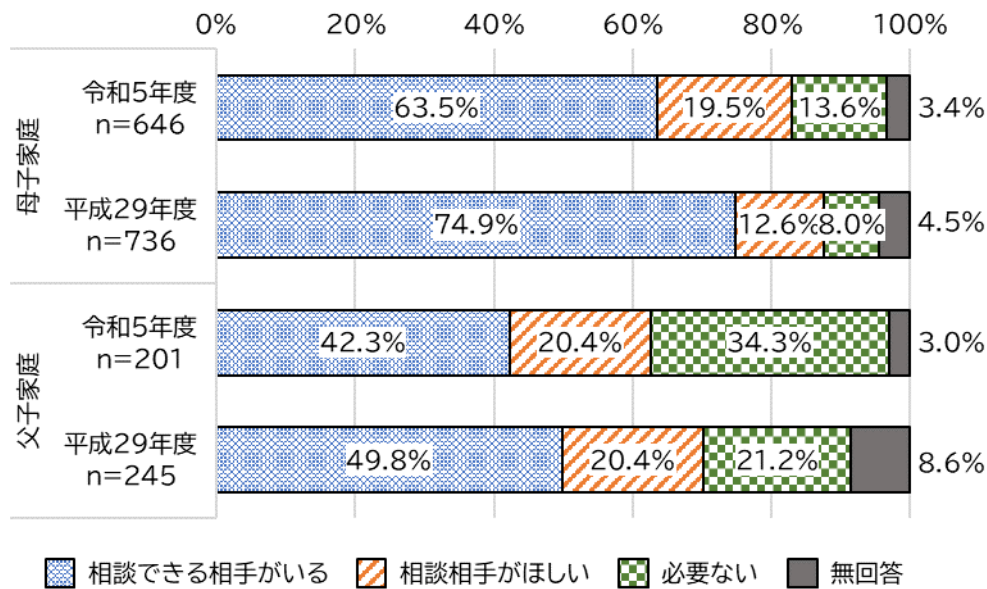
【図5 母子家庭及び父子家庭の養育費の取り決めの有無】

(5) 相談・情報提供

令和5年本市調査では、「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。

ひとり親家庭の相談先のひとつとして、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し、不安を解消していくことは有効です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないことや、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄であり、相談相手が見つかりづらいといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

また、多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。



【図6 母子家庭及び父子家庭の相談相手の有無】

(6) こどもへのサポート

母子・父子を問わず、親との離死別は、こどもの生活を大きく変化させるものであり、そのことがこどもの精神面に与える影響や進学への悩みなど、こどもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。

親が子育てにあてられる時間がなかなか取れず、親との関わりが少なかったり、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行う必要が生じていたり、DVや児童虐待等により心のケアが必要だったりする場合があります。

また、全国調査等によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対して、ひとり親家庭では65.3%となっています。

こどもへのヒアリングやアンケート調査では、「進路の選択をするときに、学費のことを考えることはある」といった声もありました。

どんな状況にあろうとも、こどもが健やかに成長できるよう、こどもの視点に立った、こどもへの支援の充実が必要です。

そのため、こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

1 基本理念

ひとり親家庭の生活の安定・向上及び子どもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子どもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

2 支援の視点

基本理念のもと、ひとり親家庭に対して包括的な支援が進むよう、次の3つを、支援にあたって大切にしたい視点とします。

(1) 自立を支援する視点

ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援

(2) こどもの視点

こどもに届く支援、こどもの視点に立った支援

(3) 地域支援の視点

ひとり親家庭やこどもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

3 支援における取組の方向性

3つの視点を踏まえ、次の2つの方向性を重視して、取組を進めます。

(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化

多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等、時間や場所にとらわれない相談支援を進めます。

また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

さらに、特に父子家庭が抱える困難に着目した、分かりやすい情報提供や交流の機会づくりを推進します。

(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援を行います。

また、養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもが未来へ希望を持てる支援を進めます。

支援の実施にあたっては、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

4 支援における取組の柱

3つの視点、2つの方向性を踏まえ、次の6つを取組の柱として、具体的施策を推進します。

(1) 子育てや生活支援

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

また、地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会等、地域で支援に関わる関係者の方々や、こどもが日常的に過ごす保育園や幼稚園、小中学校等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解し、支援につなげる取組を進めるとともに、地域におけるつながりづくりにつとめていきます。

(2) 就業の支援

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた伴走型の就労支援を、母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）を中心に行います。

(3) 経済的支援

安定した生活を維持し、こどもの育ちを守るため、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭等医療費助成等の各種制度を着実に実施するとともに、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。

(4) 養育費確保の支援

こどもの養育について、婚姻関係の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たすことが、令和6年5月の

民法改正で明記されました。

養育費の確保が適切になされるよう、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化するとともに、養育費の取り決め支援を行います。

(5) 相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人に適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

また、ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

(6) こどもへのサポート

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、こどもの相談支援を行います。また、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援を行います。

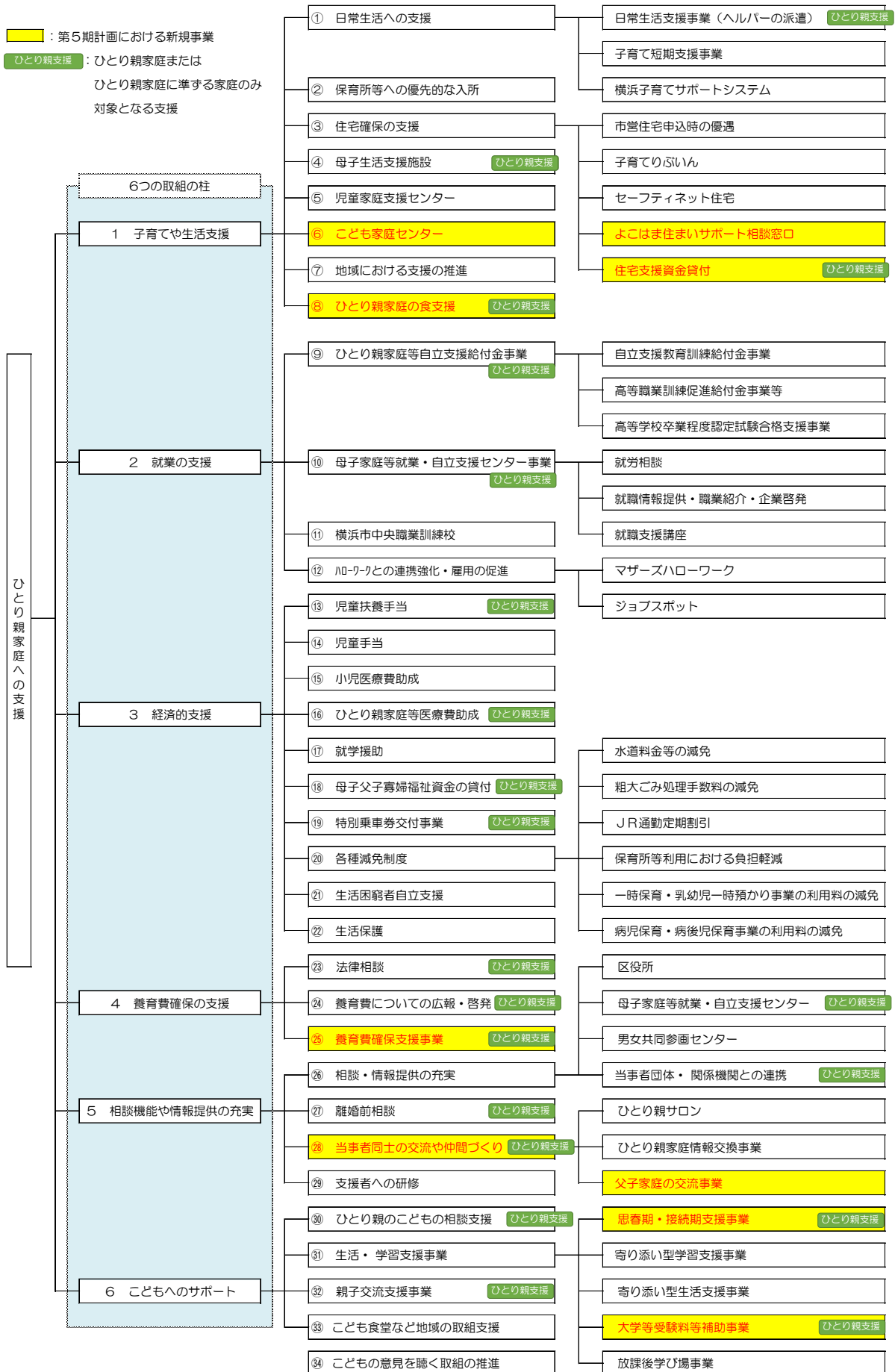
さらに、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援や、こども食堂など身近な地域における居場所づくりなど、こどもの視点に立ち、未来へ希望を持てる支援を進めます。

【ひとり親家庭支援の基本方針の体系図】

基本理念	支援の視点	支援における取組の方向性・柱
ひとり親家庭の生活の安定・向上及びこどもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこどもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます	1 自立を支援する視点	2つの方向性 1 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化 2 こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供
	2 こどもの視点	
	3 地域支援の視点	

第4章 支援の具体的事業・取組

ひとり親家庭自立支援計画事業体系図



1 子育てや生活支援

1 日常生活への支援

● 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）

ひとり親支援

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

● 子育て短期支援事業

保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターでこどもを預かります。

（担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課）

● 横浜子育てサポートシステム

地域ぐるみでの子育て支援を目指し、こどもを預かって欲しい人とこどもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行うこどもの預け・預かりをサポートします。

また、ひとり親家庭等においては、利用料の一部を助成します。

（担当部署：こども青少年局地域子育て支援課）

2 保育所等への優先的な入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所等入所時の優先度をアップします。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局保育・教育認定課）

3 住宅確保の支援

● 市営住宅申込時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

（担当部署：建築局市営住宅課）

● 子育てりぶいん

18歳未満のこどもがいる世帯が安心して入居できるよう、横浜市が認定した子育て環境に適した賃貸住宅に対し、家賃補助を行います。

（担当部署：建築局住宅政策課）

● セーフティネット住宅

子育て世帯や高齢者、障害のある方、所得の低い方など住まいの確保にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅を供給しています。

さらに一定の要件を満たす住宅に対しては、家賃や家賃債務保証料等の補助を行い、入居者の経済的な負担軽減を図ります。

(担当部署：建築局住宅政策課)

● よこはま住まいサポート相談窓口

住まいの確保にお困りの方などからの相談に対して、家賃の一部を補助する各種制度住宅等の紹介や福祉支援機関の案内などを行うことにより、相談者の個々の状況に応じた支援を実施します。

(担当部署：建築局住宅政策課)

● 住宅支援資金貸付

ひとり親支援

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を実施しています。就労や収入の向上を達成した状況が12か月間継続した場合は、返済が免除されます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課 [※事業主体は横浜市社会福祉協議会])

4

母子生活支援施設 《対象：母子》

ひとり親支援

18歳未満のこどもを養育している母子家庭、または母子家庭に準じる世帯で、様々な事情から支援を必要としている場合に、こどもと一緒に入所できる施設です。母子が、自立した生活を送ることができるよう、日常生活や就労、子育て等の支援を行います。

母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のアフターケアを行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

5

児童家庭支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、こどもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

6

こども家庭センター

「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に段階的に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズにあった支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

7

地域における支援の推進

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動や、社会福祉協議会、地域子育て支援拠点などの地域の方々による支援とともに、関係者にひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめ、地域でひとり親を支える機運を高めていきます。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

8

ひとり親家庭の食支援（フードサポート事業）

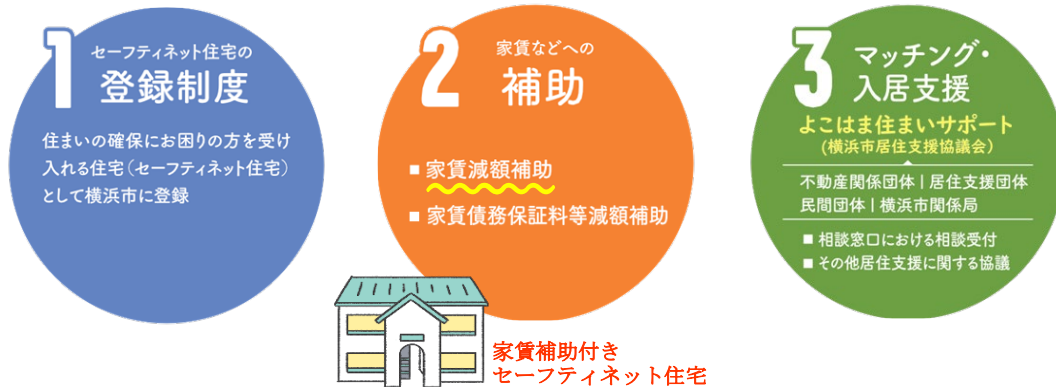
ひとり親支援

物価高騰等の影響により困窮に陥りやすいひとり親世帯に対し、フードバンク等から提供された食料品を配布する活動を支援します。

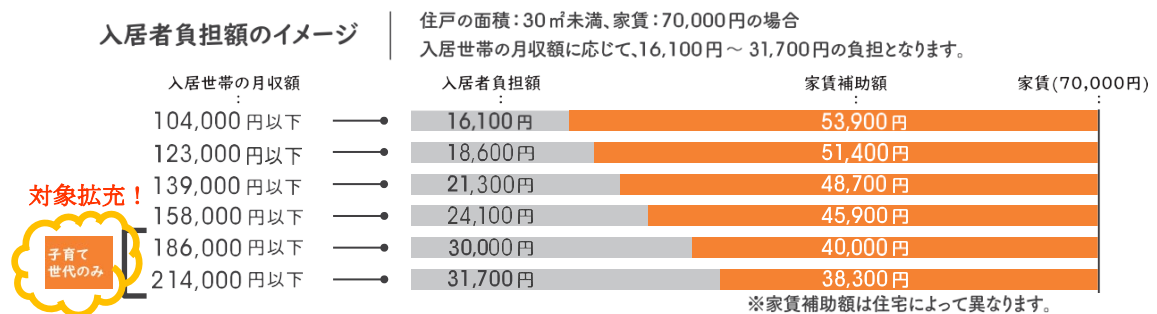
（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

家賃補助付きセーフティネット住宅

「住宅セーフティネット制度」とは、賃貸住宅の空室などを活用し、子育て世帯、低所得者、高齢者などの「住宅確保要配慮者」の居住の安定確保を図ることを目的とした制度で、「3つの柱」から成り立っています。このうち家賃減額補助については、神奈川県では本市のみが「家賃補助付きセーフティネット住宅」を供給しています。



子育て世帯については、令和5年4月に補助要件を緩和し対象世帯の拡充を行いました。



この家賃補助制度は、シェアハウス（共同居住型住宅）でも適用できます。家族世帯で利用できるシェアハウスもありますので、くわしくは下記HPをご覧ください。

<https://www.yokohama-kousya.or.jp/safety/>

シェアハウスのイメージ



賃料等の例

間取り	1K	入居者負担額	
		第1区分	第2区分
専有面積	17㎡	第3区分	¥21,300
		第4区分	¥24,100
		第5区分	¥27,500
敷金	1か月分	第6区分	¥31,700
契約家賃	¥45,000		
共益費	¥15,000		

今後も社会情勢や住まいにお困りの方の状況を踏まえて、さらに使いやすい制度となるように努めてまいります。

2 就業の支援

9

ひとり親家庭等自立支援給付金事業

ひとり親支援

● 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。また、高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

10

母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親支援

● 就労相談

母子・父子自立支援プログラム策定員（就労支援員）が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

● 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 就職支援講座

ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

1 1

横浜市中心職業訓練校

これから就職や転職をしようとしているひとり親家庭の親に、就職に役立つ知識や技術を身に付けるための職業訓練、就職支援を行います。

(担当部署：横浜市中心職業訓練校)

1 2

ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化し、雇用の促進します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課及び健康福祉局生活支援課)

● マザーズハローワーク

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

● ジョブスポット

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり親家庭を含む生活困窮世帯への就労を支援します。

一人ひとりの状況に寄り添った支援を (ひとり親サポートよこはまの取組)

本市の母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）では、ひとり親家庭の総合的な窓口として、離婚前後の生活の不安、ひとり親が使える制度、就労、子どものことなどについての個別相談電話相談、情報提供を行っています。

「職務経歴書の書き方」や「子どもや家庭の状況に合わせた仕事の紹介」など、母子・父子自立支援プログラム策定員（就労支援員）が、ひとり親家庭の方一人ひとりに合わせてマンツーマンでサポートしています。就労相談は、お住まいの区の子ども家庭支援課で受けることができ、就労相談を受けている方を対象に無料パソコンの利用やスーツ無料レンタル等の支援があるなど、安心して就労・求職活動等を行うことができます。

また、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、また日常を離れてリフレッシュできるようなセミナーを定期的実施しています。令和6年度は、「超初心者のためのパソコンスキルチェック講座」や「知っていれば備えられる！『シングル家庭の教育資金』」、「お悩み解決！美・バランスメイク術」等の講座を実施しました。「介護職員初任者研修」では、高齢者介護施設などでの就労意欲があり、受講修了後すぐに就職活動ができる方向けに、国家資格の取得も支援しました。

さらに、ひとり親向け講座や情報交換会によって、ひとり親家庭が定期的に集い、交流や情報交換を行うことで、ひとり親家庭が抱える悩みを共有し、相互に助けあう仲間づくりを支援しています。

▲ひとり親家庭に向けた講座や情報交換会の様子

自立に向けた就業支援・相談支援の必要性

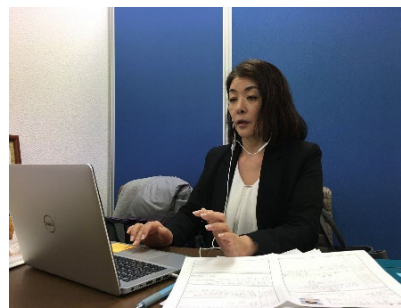
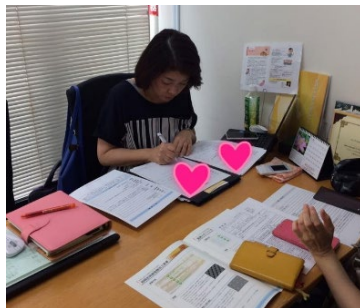
(日本シングルマザー支援協会の取組)

本市では、民間団体や企業等の有するノウハウを活用することで、より支援が充実し、社会全体でひとり親家庭を支援していく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業と連携協定を締結しています。

平成 30 年から横浜市と連携協定を締結している一般社団法人日本シングルマザー支援協会は、シングルマザーの自立を目指し、女性が子どもを育てながらも働きやすい社会づくりを方針に掲げ、当事者目線で、シングルマザーに対する様々な支援を行っています。

日本シングルマザー支援協会代表の江成道子^{えなりみちこ}さんは、『生活、就業、教育費のことなど、不安が多いひとり親は、まず生活の基盤となる仕事の働く環境づくりが重要で、10年後の自分の年齢と子どもの年齢を把握することで、今やるべきことを理解し、安心して働ける環境を作ることが自立につながる』と言います。

ひとり親家庭の方が、就業支援・相談支援を活用し、いろいろな意見を取り入れながら、ひとりで抱え込まずに未来を考えていけるよう、当事者の方々へ届く情報提供に取り組みます。



▲ひとり親家庭に向けた相談支援（対面・オンライン）の様子（日本シングルマザー支援協会）

3 経済的支援

1 3 児童扶養手当

ひとり親支援

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

★令和6年11月分から所得制限限度額の引上げ及び第三子加算を拡充

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

1 4 児童手当

18歳になって最初の3月31日までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

★令和6年10月分から支給対象児童を高校生年代まで拡充し、所得制限を撤廃

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

1 5 小児医療費助成

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。

(担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

1 6 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親支援

健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方が医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。

(担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

1 7 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費等、修学旅行費などを援助します。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

1 8 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親支援

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

20 各種減免制度

所得の状況により、ひとり親世帯に対し費用の減免を行うことで、経済的負担を軽減しています。

● 水道料金等の減免

水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額を減免しています。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方、生活保護を受けているひとり親世帯）

● 粗大ごみ処理手数料の減免

粗大ごみの処理手数料が年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除になります。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方）

● JR通勤定期割引

JRの通勤定期代が3割引きになります。（対象：児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯）

● 保育所等利用における負担軽減

保育所等を利用する際の利用料や、私学助成を受ける幼稚園の保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励補助金について、負担軽減を行っています。

● 一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の減免

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者のリフレッシュの場合に利用できる一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の負担軽減を行っています。

● 病児保育・病後児保育事業の利用料の減免

病気又は病気回復期にあり他の児童との集団生活が困難な児童を対象として、就労や冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない理由により、一時的に保育する病児保育・病後児保育事業の利用料の負担軽減を行っています。

21 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就労支援や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう、支援します。

（担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課）

22 生活保護

病気や障害などで就労できない、就労していても必要な生活費を得られない、年金や手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない、不動産、自動車、預貯金など直ちに活用できる資産がない、などさまざまな事情により生活が困難な世帯に対し、最低限度の生活を保障しながら、就労支援などの自立に向けた支援を行います。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

ヨコ寄付の取組

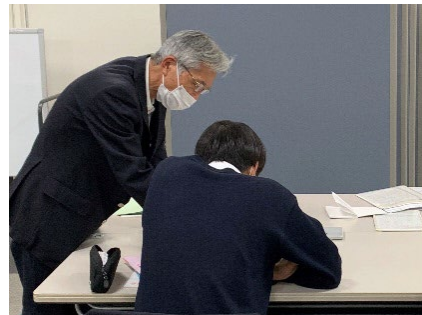
ヨコ寄付では、「ヨコハマで、すぐヨコへ。」をコンセプトに、横浜市社会福祉協議会の寄付金やネットワークを活用し、既存の制度やサービスでは対応できない困りごとの解決を目指す取組を進めています。

この取組を分かりやすく伝え共感の輪を広げ、官民間問わず多様な立場の方々と連携し、地域共生社会の実現を目指し、また寄付文化の醸成も図っています。

寄付文化の醸成に関する取組としては、民間ポータルサイト等を利用した寄付する機会の創出、企業と連携した生理用品や文房具等の物品寄付や寄付付き商品等を進めています。また、ヨコ寄付特設サイト (<https://yokokifu.jp/>) にて取組の周知を行っています。

受け付けた寄付は、ひとり親世帯新小学1年生支援へのランドセルの贈答、ひとり親世帯高等教育等進学に向けた学習支援、ひとり親世帯のこどもを対象とした職業体験など、横浜市ひとり親家庭福祉会や企業等と連携しながら、様々な支援事業に活用しています。

今後も、これまでの取組を継続するとともに、制度の狭間にある新たな課題に対し、支援機関や企業や行政を含む関係機関と連携し、解決に向けた取組を進めていきます。また、これらの取組を通して様々な主体が役割を持って支え合いに参加する地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。



▲ひとり親世帯新小学1年生へのランドセル贈呈 ▲ひとり親世帯高等教育等進学に向けた学習支援

4 養育費確保の支援

23 法律相談

ひとり親支援

離婚に関する法律相談や養育費、親権に関する事などについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

24 養育費についての広報・啓発

ひとり親支援

養育費は、こどもの成長のために必要不可欠であり、こどもの親として義務であること等について、広報・啓発を強化するほか、養育費セミナー等を実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

25 養育費確保支援事業

ひとり親支援

調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。また、ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用への補助を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

5 相談機能や情報提供の充実

26 相談・情報提供の充実

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報提供の充実を図ります。

● 区役所

区子ども家庭支援課をはじめとした窓口や、子育て応援アプリ「パマトコ」等での全般的相談・情報提供のほか、「ひとり親家庭のしおり」等の配布により、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。また、「子ども家庭相談」にて、妊娠期から思春期のお子さんの困りごと等の育児相談への相談支援機能の強化に取り組みます。

● 母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）

ひとり親支援

離婚前後の生活の不安、ひとり親が使える制度、就労、子どものことなどについての個別相談、電話相談の実施や情報の提供を行います。**支援にあたっては、疾病、障害、不登校など、家庭の状況に応じて寄り添って対応しています。**

また、ひとり親家庭に関係した情報を集約し、ホームページやメールマガジン、SNSを活用した情報発信を行います。

● 男女共同参画センター

仕事、子育て、DV被害などについての相談を受けています。また、女性の再就職や転職支援として、無料のキャリアカウンセリングやミニセミナー等を実施しています。

● 当事者団体・関係機関との連携

ひとり親支援

当事者団体が、ひとり親家庭が必要とする情報を、メールマガジン、SNS等で発信します。また、ひとり親の支援に関わる団体・関係機関との連携により、多面的な支援の輪を広げていきます。

(担当部署：子ども青少年局子ども家庭課)

27 離婚前相談

ひとり親支援

DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

- ひとり親サロン

専門家による家計管理等の講習会や生活に関する相談、リフレッシュセミナー（ヨガやクリスマスコンサートなど）を実施します。

- ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭の情報交換会を開催し、ひとり親家庭が抱える悩みを共有し、相互に助け合う仲間づくりを支援します。

- 父子家庭の交流事業

父子家庭の当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供のため、父子家庭を対象とした交流会を実施します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

父子家庭特有の課題への理解を含め、ひとり親家庭の相談全般に対応できるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、就労相談・支援については、中長期的な展望をもった相談・支援ができるよう教育の強化を図ります。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

ひとり親家庭に寄り添った支援（ひとり親家庭福祉会の取組）

ひとり親家庭は、食料品や日用品などの物価高騰により深刻な影響を受けています。

こうした中で、横浜市ひとり親家庭福祉会は、ひとり親家庭等の生活の安定とこどもの養育環境の向上に寄与することを目的として、横浜市内にお住まいのひとり親家庭等の自立支援にかかる事業を行っています。

母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）では、就業に関する個別の面接・相談状況などを踏まえ、相談者に寄り添った支援、SNSを活用した情報発信の拡充などに取り組んでいます。また、養育費確保のための専門相談、セミナーの開催、日常生活等への相談など、個々の家庭状況に応じた、きめ細かな支援を実施しています。さらに、こども家庭庁及びフードバンクかながわと連携したひとり親家庭の食の支援、団体・企業等と連携した奨学金など、子育てに関する不安や悩みを気軽に安心して話し合える仲間づくりの行事として「ジャガイモ堀り」なども実施しています。

こういった活動等については、シングルマザー向けの情報ツールとして「ぼし・maga」（メルマガ登録者数：●名（令和6年11月末現在））を配信し、必要な支援につながるができるよう、情報提供の充実に取り組んでいます。

▲ひとり親家庭に向けた相談支援の様子（ひとり親家庭福祉会）

6 こどもへのサポート

30 ひとり親のこどもの相談支援

ひとり親支援

こどもの年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

また、ひとり親のこどもが相談しやすい窓口やツールなど、様々な機会 でひとり親のこどもが気軽に相談できるような支援を進めます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

31 生活・学習支援事業

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とするこどもに対し、学習支援や生活支援を行います。

● 思春期・接続期支援事業

ひとり親支援

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯を中心とした生活困窮者世帯等の中学生を対象に、将来の自立に向けた高等学校等への進学支援や基本的な生活スキルの習得に向けた支援を提供します。

また高校等に行っていないこどもも含めた高校生世代に対し、中退防止の取り組み及び、将来の選択肢の幅を広げるための講座、居場所の設置などの支援を提供します。

(担当部署：健康福祉局生活支援課)

● 寄り添い型生活支援事業

生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅を広げ自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施します。

(担当部署：こども青少年局青少年育成課)

● 大学等受験料等補助事業

ひとり親支援

ひとり親家庭に対し、進学へのチャレンジを後押しするため、大学等を受験する際の受験料等の一部を補助します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 放課後学び場事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小中学生を対象に、放課後等に、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を学校等で実施しています。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

3 2 親子交流支援事業

ひとり親支援

親子交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、こどもの健全やかな育ちにつながる親子交流の支援に取り組みます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

3 3 こども食堂など地域の取組支援

こども食堂等の地域の自主的な取組が、こどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課)

3 4 こどもの意見を聴く取組の推進

ひとり親家庭への施策推進にあたっては、こどもに対する学習支援でのアンケートの実施や、こどもの意見を受け止める相談支援体制づくりを進めるなど、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

身近な相談先の充実（地域における支援の推進）

ひとり親家庭が孤立せず、親がひとりで困難を抱えてしまわないように、当事者同士や支援者とのつながりで悩みを共有し、不安を解消していくことができる地域とのつながりが重要です。

こうした中、地域では「こども食堂」「一時預かり事業」「ひとり親家庭向けの食のお渡し会」など、ひとり親家庭の親やこどもが孤立しないための仕組みづくり、居場所づくりを行っています。

ひとり親家庭が暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会、地域子育て支援拠点、保育園や幼稚園、小中学校等などの地域の方々による支援により、地域でひとり親を支える機運を高めていくことが大切です。

【参考】都筑区の取組

都筑区富士見が丘の「おはよう食堂」では、地域に住む小・中学生を対象に、毎月第3水曜7:15～8:30に無料で朝ごはんを提供しています。約50名の小中学生が、自治会や地域の方々による手作りの朝食を食べて、元気に学校へ向かいます。横浜市主任児童委員連絡会の代表を務める木村博子^{きむらひろこ}さんは、『こういった取組の中で、こども自身が「誰かに声をかけてもらえる」「いつでも相談できる」という安心感や「誰かにつながっている」という気持ちをもてるように支援をすることが必要』と言います。



▲都筑区「おはよう食堂」の様子

第5章 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親家庭の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。

令和11年度の数値目標は、第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）にあわせ、設定しています。

【指標1】 就労の状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により 就労に至ったひとり親の数	345 人/年	1,800 人 (5 か年累計)

【指標2】 こどもへのサポートの状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで 「将来の夢や就職について目標がある」と 回答したこどもの割合	68.1%	70.0%

また、参考指標として、本市調査における以下の項目についても、目標を設定します。

【参考指標】 横浜市ひとり親世帯アンケート調査による把握（5年に1度実施）

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
就業率	90.6%	92.8%
就業形態が正社員・正規職員の割合	57.4%	66.2%
養育費の取り決め率	49.3%	63.0%
養育費の受領率（「現在も受けている」）	30.9%	40.0%
養育費の取り決めをしている場合の受領率 （「現在も受けている」）	59.4%	70.0%

●計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びにこどもの貧困対策の関係区局による庁内連携会議により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策をすすめます。

参考資料

第4期計画の振り返り

第4期の主な取組	課題
<p>○ 子育てや生活の支援</p> <p>生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣を行う日常生活支援事業の拡充や、子育て世帯や高齢者、障害のある方、所得の低い方など住まいの確保にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅を供給するセーフティネット住宅や住宅支援資金貸付事業を開始しました。</p> <p>保育所入所や市営住宅入居について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行いました。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 日常生活支援事業についてはニーズが高まっており、引き続き、十分な財源や事業者の安定的な確保が必要です。○ 市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。○ ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要があります。
<p>○ 就業の支援</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員を区に派遣し、就職活動の要点から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンによるきめ細かな就労支援を実施しました。</p> <p>自立支援教育訓練給付金の支給上限額を増額したほか、対象要件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃しました。</p> <p>また、高等職業訓練促進給付金の対象講座を拡充し、高等学校卒業家庭認定試験合格支援事業の支給上限額を引き上げました。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 子育てと就労の両立を支援するために、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援や、生活条件に合う仕事のあっせん、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。○ 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援の推進が必要です。
<p>○ 経済的支援</p> <p>児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付について拡充を実施しました。</p> <p>また、経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付するとともに、貸付や奨学金の制度周知を実施しました。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスの影響により収入が減少したケースも多いひとり親家庭に、フードバンク等から提供された食料品を配布しました。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 経済的支援は、大きな支援になっている一方、こどもが大きくなり手当の対象から外れてから自立を模索しても、就職先が限られるなど厳しい現状もあるため、中長期的な展望をもって、自立を支援していく必要があります。○ 児童扶養手当の支給停止により、手当と連動した様々な支援策の対象から外れることが、ひとり親家庭の負担になっていることから、マネープランなど将来展望を示しながら、伴走型で支援するなどきめ細やかな支援が求められています。○ 就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援が必要です。

第4期の主な取組

○ 養育費確保の支援

両親の養育費の取り決めについて、弁護士による無料法律相談を実施したほか、養育費セミナーの実施回数を増やして周知しました。

また、公正証書等による養育費の取り決めや、養育費保証契約の締結に要した費用の助成を開始しました。

○ 相談・情報提供

区役所子ども家庭支援課等に「ひとり親家庭のしおり」を配架し、ひとり親家庭の方に関連する福祉制度や相談窓口を周知しました。

離婚に関わる法律知識などを学べるひとり親の親講座や父子家庭の父同士の交流事業を開始しました。

また、ひとり親サポートよこはまで SNS アカウントを開設し、就労支援、ひとり親サロン等催事の情報提供を開始しました。

○ こどもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭のこどもに対する、生活・学習支援を実施しました。

また、高校3年生の児童がいる児童扶養手当受給世帯に対し、大学等の受験料補助を開始しました。

課題

○ 共同親権の法制化を踏まえて、養育費確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

○ 離婚前及び離婚時の情報提供について、制度等周知の取組の強化が必要です。

○ 事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、子の健やかな成長を後押しすることが求められています。

○ 制度がよく知られていないという意見が多く、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組む必要があります。

○ 多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

○ どんな状況にあろうとも、こどもが健やかに成長できるよう、こどもの視点に立った、こどもへの支援の充実が必要です。そのため、こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援、進学及び就職にむけた支援を行うことが必要です。

○ こども食堂など身近な地域における居場所づくりなど、地域の見守り機能の取組が広がるよう、推進していく必要があります。

横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などの把握のため

(2) 調査期間・方法

令和6年1月24日から2月5日まで郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から同一世帯で、配偶者がなく、子の年齢が20歳未満を含む世帯で、母子又は父子世帯と思われる世帯を無作為抽出。(その他の家族がいる場合を含む。)

	今回（令和5年度）			〈参考〉前回（平成29年度）		
	調査票送付数	回収数	回収率	調査票送付数	回収数	回収率
母子家庭	2,900	646	22.3%	2,600	736	28.3%
父子家庭	1,100	201	18.3%	1,000	245	24.5%
合計	4,000	847	21.2%	3,600	981	27.3%

2 結果の概要

() 内は、平成29年度調査

		全体	母子家庭	父子家庭
1 ひとり親 になった理由	離別	73.8% (73.9%)	77.2% (77.0%)	62.7% (64.5%)
	死別	14.4% (15.4%)	9.1% (10.2%)	31.3% (31.0%)
	未婚	6.6% (5.7%)	8.5% (7.5%)	0.5% (0.4%)
	別居、その他	5.2% (5.0%)	5.1% (5.3%)	5.5% (4.1%)
2 住居の状 況	賃貸住宅	40.5% (41.7%)	44.4% (46.8%)	28.4% (27.0%)
	持ち家	33.2% (28.5%)	26.3% (21.6%)	55.2% (49.4%)
	本人以外の名 義の持ち家	23.7% (23.8%)	26.5% (25.4%)	14.9% (18.8%)
	会社の社宅 等、その他	2.5% (5.9%)	2.8% (6.2%)	1.5% (4.8%)
	1か月あたり の住居費	8.6万円 (7.4万 円)	7.9万円 (6.7万 円)	10.5万円 (9.2万 円)
3 平均年間世帯総収入 (※ 1)	473万円 (432万 円)	401万円 (361万 円)	694万円 (643万 円)	
4 平均年間就労収入※ (※ 1)	413万円 (379万 円)	329万円 (295万 円)	661万円 (615万 円)	
5 就業率	90.6% (87.1%)	89.8% (86.3%)	93.0% (89.4%)	

6 就業形態	正社員・正規職員	57.4% (50.1%)	51.6% (44.6%)	75.4% (66.2%)
	パート・アルバイト	22.9% (26.5%)	29.1% (34.6%)	3.7% (2.7%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	6.6% (8.7%)	7.9% (9.0%)	2.7% (7.8%)
	人材派遣会社の派遣社員	2.5% (3.9%)	2.9% (5.0%)	1.1% (0.5%)
	自営業主（商店主・農業など）	5.6% (7.1%)	4.8% (5.0%)	8.0% (13.2%)
	会社などの役員	3.3% (2.5%)	1.7% (0.5%)	8.0% (8.2%)
	自家営業の手伝い、その他	1.3% (1.2%)	1.5% (1.3%)	0.5% (1.4%)
7 平均就業時間		33 時間 (35 時間)	32 時間 (33 時間)	37 時間 (41 時間)
8 職種	上位 1 位	事務的な仕事 (事務的な仕事)	事務的な仕事 (事務的な仕事)	専門知識・技術をいかした仕事(専門知識・技術をいかした仕事)
	上位 2 位	専門知識・技術をいかした仕事(専門知識・技術をいかした仕事)	専門知識・技術をいかした仕事(専門知識・技術をいかした仕事)	管理的な仕事 (管理的な仕事)
	上位 3 位	営業・販売の仕事 (サービスの仕事・資格なし)	営業・販売の仕事 (サービスの仕事・資格なし)	事務的な仕事 (建設の仕事)
9 養育費	取り決め率	49.3% (44.6%)	52.3% (47.2%)	36.3% (34.3%)
	受領率 (※2)	44.3% (38.6%)	51.8% (45.5%)	12.3% (11.9%)
	1 か月あたりの受領額 (※2)	6.0 万円(5.5 万円)	6.3 万円 (5.8 万円)	2.4 万円 (2.3 万円)
10 親子交流	取り決め率	33.8% (31.6%)	32.7% (30.4%)	38.4% (36.1%)
	実施率 (※2)	64.4% (59.2%)	62.2% (58.3%)	73.9% (62.7%)

※ 1 総支給額

※ 2 過去に受領または実施していた場合を含む。

ヒアリング等調査結果の概要

1 ヒアリング等状況

		ヒアリング対象	実施日
1	支援者・支援者団体	民生委員・児童委員協議会、 主任児童委員連絡会	8月2日 8月6日 8月13日
2		市社会福祉協議会事務局	6月18日
3		市立保育園	7月9日
4		市内私立幼稚園	7月22日
5		小・中学校（教育委員会事務局）	6月19日
6		母子生活支援施設（アンケート実施）	6月
7		横浜市男女共同参画センター横浜	7月26日
8		区こども家庭支援課社会福祉職	6月27日
9	当事者団体	一般財団法人 横浜市ひとり親家庭福祉会	6月25日
10		一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	8月25日
11	こどもの意見	①アンケート（回答者数86名） ②座談会（参加者数6名）	①7月 ②8月25日

2 当事者団体及び支援者団体への主なヒアリング項目

- ・ひとり親家庭の状況、親・こどもの様子
- ・ひとり親として生活をしていく上で、あるいは支援をしていく上で課題・困難に感じていること
- ・ひとり親家庭への支援として有効と考える支援
- ・今後より一層必要と考えられる支援の内容 等

3 当事者団体及び支援者団体へのヒアリングから見てきた状況

（子育てや生活支援について）

- ひとり親家庭福祉会やこども食堂等は、食支援等をきっかけに身近な相談先となり、有効だが、スポット的に支援が不足している地域があるため、地域資源として、そういった団体を作っていく必要がある（支援者）

- ひとり親の負担を軽減するためのレスパイト施設や、休日利用ができる子の預かり施設を増やしていくべきと考える。(支援者)
- DV被害や障害、生活困窮等、複合的な課題を抱えているひとり親世帯も多く、保育園の送迎・訪問看護・育児支援・家事支援・経済管理等様々なサービスが必要である。(支援者)
- こども食堂等での、食をきっかけとしたひとり親家庭のこどもの居場所づくりは有効である。「つながっている」という精神的な支援が大切。(支援者)

(就業の支援について)

- 本人に働く意欲があっても、こどもが不登校、障害がある場合など、なかなか働くことができない。こどもと過ごす時間をもっと多く取りたいことから、テレワークを望むが、在宅ワークのスキルがないことや、在宅ワークができる自宅環境や設備等もないため、難しいのが現状である。(当事者)
- 仕事をするこどもとの時間が取れず、こどもが犠牲になるという考えではなく、仕事を頑張る姿を見せて、こどもと一緒に頑張ることで、こども自身の自己肯定感を高めていけるとよい。(当事者)

(経済的支援について)

- ひとり親家庭の親が実親と不仲で頼れる人がいないという相談も多い。そういった場合の居住支援やシェアハウスで住民同士が助け合うような環境があればよい。(支援者)
- 生活費や教育費など、金銭的な課題が一番と感じる。教育費については、学生支援機構など無償の奨学金のメニューはあるが、入学後の支給になるため、入学前に一時的に必要となる入学金や前期学費など100万円程度は捻出しなければならない。つなぎローンがもっと必要である。(当事者)

(養育費確保の支援について)

- 養育費支払いに対して、親子交流を引き合いに出してこられると困ることがある。弁護士費用は高いため、間に行政機関や公的機関等に入ってほしい。(当事者)

(相談・情報提供について)

- フルタイム勤務、子に障害がある場合など、時間的、精神的な余裕がなく、支援に結びつかない場合がある。スマートフォン等で支援(相談・物資・交流)に繋がれるとよい。(支援者)
- 地域や学校等で、ひとり親家庭の父や母が、他の父親や母親と、日頃からちょっとした悩みを話せるような交流機会を提供することが有効である。(支援者)
- 思春期の女子を父子家庭の父が育てることに課題をもっている家庭は多く、父子家庭への情報や交流機会の提供が必要と考える。(支援者)
- 区役所、学校、民生委員でより連携して対応していく必要がある。情報共有が重要。(支援者)

(こどもへのサポートについて)

- 家庭内の親子関係の不和があった場合、こどもへのサポートが難しい場合がある。主任児童委員、民生委員、学校のスクールカウンセラー、地域の居場所、SNS相談等がこどもの支えになればと思う。(支援者)
- 親のニーズにばかり目を向けるのではなく、こども目線を重視した施策が必要と考える。(支援者)

4 こどもへのヒアリング結果

小学1年生から大学1年生までのひとり親家庭(母子家庭)のこども6名を対象に、毎日の生活の中で感じている事、将来について思っている事などについて、グループトーク形式のヒアリングを実施しました。

ヒアリング対象者：小学1年生女子、小学3年生男子、小学3年生女子、
中学2年生女子、高校3年生女子、大学1年生男子

(親の仕事について)

- 休みなしで仕事・子育てをしていることがすごい、でも大変そうだなと感じる。(中学2年生)
- 親が働いているときには、きょうだいとテレビを見るなどして過ごしていたが、寂しいときはあった。親は忙しそうだから、ゆっくり休んで欲しいと思っている。(高校3年生)
- いつも大変そうに仕事をしている。でも仕事を頑張っているところは好き。(小学3年生)
- もっと長い休みがとれたらいいのにと思うことがある。(小学3年生)

(日々の生活について思うこと)

- 中学生の時に、給食ではなく弁当だったことで親に負担をかけたと思う。(大学1年生)
- 進路については、短大に行く予定だが、学費が心配。親子でお金の相談もした。最終的にはやりたいことや学校の雰囲気短大を選んだ。(高校3年生)
- 今のままでいい。(小学3年生)
- ひとりでお留守番したことはない。放課後キッズクラブに親が迎えに来てくれる。家ではお話ししてくれるのでさみしくない。(小学1年生、小学3年生)

(ひとり親家庭のこどもとして思うこと)

- 進路の選択をするときに、学費のことを考えたりすることはあるが、我慢ではない。自然にそう思っている。(中学2年生)
- あまり他の家庭と比べたことはない。やりたいことをやらせてもらえていると思っている。(大学1年生)

5 こどもへのアンケート結果

1 調査の概要

(1) 調査目的

本市のひとり親家庭におけるこどもの困りごとや意見等の把握のため

(2) 調査期間・方法

令和6年7月11日から7月31日まで郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答により調査

(3) 調査対象・回収状況

調査対象：令和2年から令和6年の間に「横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業」の学習支援を受けた又は受ける予定のひとり親家庭 353 世帯

回収状況：回答者数 86 名（回収率 24.3%）

内訳：母子家庭 82 名、父子家庭 4 名

中学1年 37 名、中学2年 22 名、中学3年 10 名、

高校1年 12 名、高校2年 3 名、不明・未回答 2 名

2 結果の概要

【関心があること・打ち込んでいること】※複数回答可

友達との遊びや活動・ゲーム 55名

部活や習い事 50名

ひとりで遊ぶゲーム 32名

【現在困っていること】※複数回答可

勉強や進路のこと 47名

困っていることはない 27名

お金のこと 16名

【困っていることを相談できる人】※複数回答可

母親 55名

友達 53名

学校の先生 21名

祖父母 15名 (参考：相談できる人はいない 3名)

【あったらいいなと思う支援や手助け】※複数回答可

家庭教師や塾代の支援 43名

学習用品の支給支援 29名

食品の配布 25名

仲間づくりや学習の場など、居場所の提供 21名

食事の場の提供（こども食堂など） 21名

横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

■委員

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職
1	川田 悦子	マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官
2	篠原 恵一	母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施設長
3	丹羽 麻子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜 相談センター長
4	濱田 静江	社会福祉法人たすけあいゆい 理事長
5	本間 春代	弁護士法人あおぞら法律事務所 弁護士
6	松浦 正義	横浜市民生委員児童委員協議会理事 緑区民生委員児童委員協議会会長
7	道下 久美子	一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会 理事長
8	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
9	渡邊 修一	NPO法人 サステナブルネット 理事長

10	竹内 弥生	緑区こども家庭支援課長
11	鋪 歆奈	戸塚区こども家庭支援課長
12	森田 和枝	泉区和泉保育園長
13	近堂 次郎	横浜市中央職業訓練校長（経済局雇用労働課長）
14	伊藤 泰毅	健康福祉局生活支援課長
15	石津 啓介	建築局住宅政策課担当課長
16	末吉 和弘	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長

■事務局

	氏名	所属・役職
1	秋野 奈緒子	こども青少年局こども福祉保健部長
2	藤浪 博子	こども青少年局こども家庭課長

横浜市こども青少年局こども家庭課
令和6年10月発行
横浜市中区本町 6-50-10
Eメール kd-katei@city.yokohama.lg.jp
電話番号：045-671-2390 FAX 番号：045-681-0925
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/plan/jiritsu-shien.html>